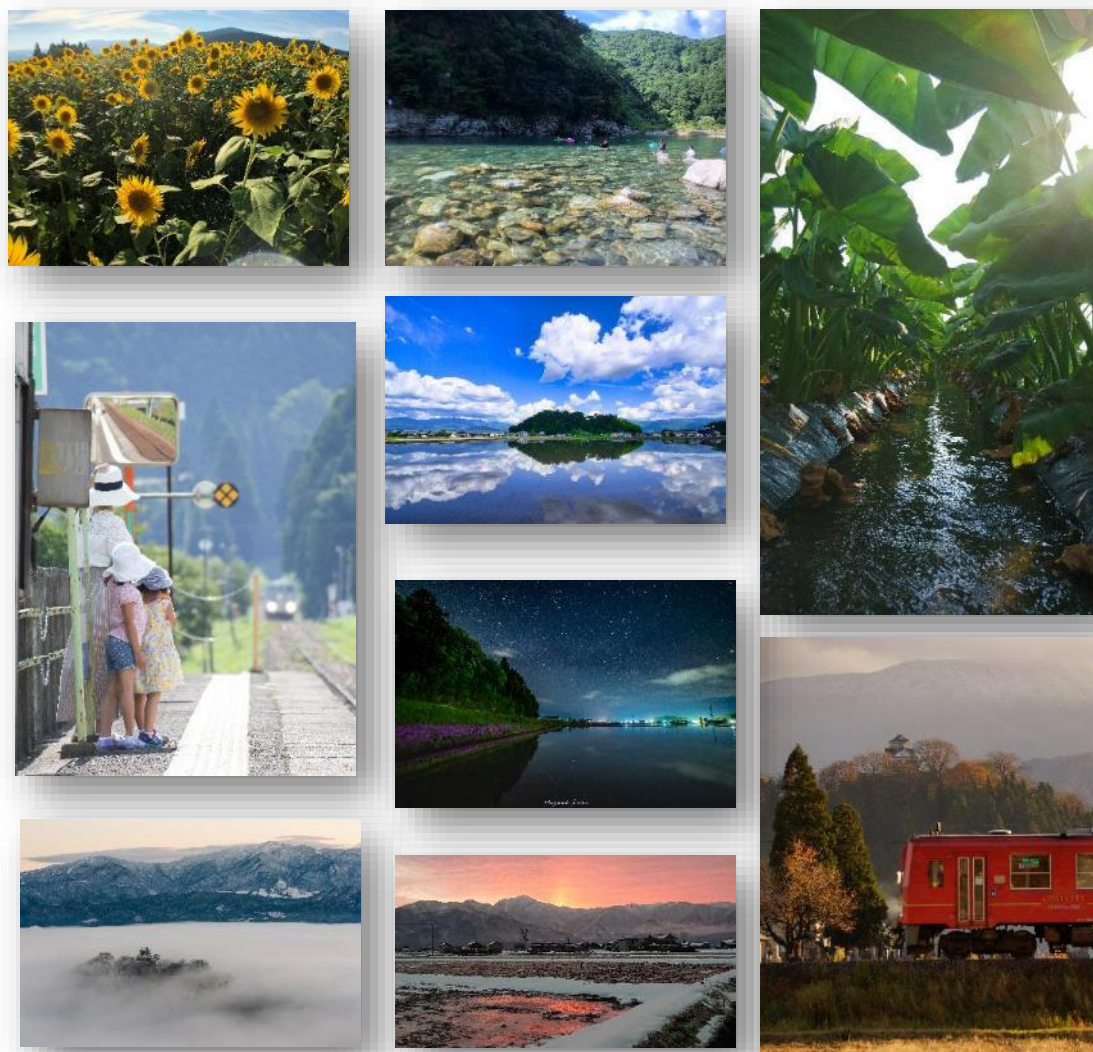




大野市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

第三期大野市環境基本計画



令和3年3月 策定
令和6年3月 改訂
令和8年2月 改定 (中間見直し)

福井県大野市

大野市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、世界規模で猛暑や集中豪雨などの自然災害が頻発し、まさに「気候危機」というべき状況となっています。

2015年に合意されたパリ協定では「産業革命前からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。2018年には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した特別報告書において、この目標を達成するためには、2050年頃には二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることが必要との見解が示されています。

こうした中、昨年10月に内閣総理大臣が「2050年に脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

大野市においても、本年3月に策定した「第三期大野市環境基本計画」に基づき、脱炭素化に向けた行動の促進やまちづくりの推進に取り組んでいきます。

日本百名山の荒島岳をはじめとする緑豊かな山々や、大野盆地を潤す清らかな九頭竜川水系、市民の誇りである湧水地と地下水、日本一にも選ばれた美しい星空など、大野市には豊かな自然が残されています。

このかけがえのない自然環境を、私たちの将来の世代に引き継いでいくためにも、全世界が挑む気候変動という難題に対し、市民や事業者の皆さんと目指すべきゴールを共有して一体となって取り組んでいかなければなりません。

大野市は、2050年までに市内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に挑戦することを宣言します。



大野市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



令和3年3月25日

大野市長 石山志保

はじめに

大野市は、日本百名山に数えられる「荒島岳」や名水百選に選ばれた「御清水」、星空保護区®に認定された「南六呂師エリア」など、豊かな自然に恵まれたまちです。先人たちは、これらの自然を大切に守り育ててきました。

しかし近年、私たちは、地球温暖化に起因すると考えられる自然災害の頻発や生物多様性の損失など、地球規模の環境問題に直面しています。こうした状況を受け、国内外では、2050年までの脱炭素社会（カーボンニュートラル）や、2030年までの自然再興（ネイチャーポジティブ）を目指す環境政策が示され、その実現に向けた取組が進められています。

また、人口減少や少子化・高齢化の進行に伴い、里地里山の荒廃や空き地・空き家の管理不全が進み、生活環境や自然環境に影響を及ぼす課題が深刻化しています。

多様化する環境課題に対応するため、本市は令和3年3月に良好な環境の保全と創造に向けた施策や目標を掲げた「第三期大野市環境基本計画」を策定し、課題解決に向けた取組を進めてきました。

このたび、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応するとともに、「第六次大野市総合計画後期基本計画」で掲げるSDGsの推進やウェルビーイングの向上などの新たな視点も踏まえ、本計画の中間見直し（改定）を行いました。

今後は、中間見直し後の計画のもと、自然との共生、脱炭素、資源循環の推進などの環境施策を計画的・総合的に進めるとともに、「大野市水循環基本計画」と連携し、2030年のまちの環境像である「水循環共生都市 越前おおの」の実現を目指していきます。

環境は、自然や暮らしを支える大切な基盤であり、守り、活かしながら未来につなぐことは重要な課題です。本計画に掲げた取組や行動指針を市民・団体・事業者の皆さまと共に実践し、持続可能で幸せな大野市を築いていきましょう。

最後に、本計画の中間見直しに際し、御尽力いただきました大野市環境保全対策審議会委員の皆さまをはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆さまや関係各位に、心より感謝申し上げます。

令和8年2月

大野市長 石山志保



目次

第1章 基本的な考え方	1
1 計画の背景と目的	2
2 計画の推進主体	3
3 対象地域	4
4 計画期間	4
5 計画の位置付け	5
6 中間評価・アンケート調査の結果	6
7 計画推進の基本的視点	8
コラム：主観指標で測る地域の幸福度	11
第2章 環境像と施策の体系	13
1 環境像	14
2 基本目標	15
3 施策の体系	16
4 基本目標ごとの構成（計画の見方）	17
コラム：大野市水循環基本計画	18
第3章 分野別施策	20
1 自然との共生社会の形成	21
(1)自然とふれあう機会の創出	23
①自然とふれあう活動の推進	25
②自然環境の経済活用	25
(2)農地・森林の保全と活用	27
①農地の保全と活用	29
②森林の保全と活用	29
(3)生物多様性の確保	32
①野生動植物の保全	34
②外来生物の防除対策	34
コラム：「30by30」と「自然共生サイト」	36
2 脱炭素型社会への移行	37
(1)地球温暖化対策の推進	39
①エネルギー源の転換と省エネルギーの促進	41
②再生可能エネルギーの利用促進	42
③公共施設・公共交通の脱炭素化	42
④気候変動適応策の推進	43
(2)森林吸収源対策の推進	46
①森林資源の循環利用の促進	48
②森林の保全と活用（1-(2)-②の再掲）	48
コラム：温室効果ガスの算定手法	50

3	資源循環型社会の構築	51
	(1)廃棄物の減量及び資源循環の促進	53
	①ごみ減量化の促進	55
	②食品ロス削減の促進	55
	③プラスチックごみ削減の促進	56
	④循環経済の促進	56
	コラム：シェアリングエコノミー	58
4	快適な生活環境の保全	59
	(1)公害の防止	61
	①公害発生の防止	63
	②環境美化活動の促進	64
	③野外焼却、不法投棄の防止	64
	(2)良好な景観形成及び歴史的、文化的遺産の保存	67
	①良好な景観形成	69
	②歴史的、文化的遺産の保存	70
	③公園や空き家、空き地の適正管理の促進	70
	コラム：感覚公害	72
5	総合的な取組の推進	73
	(1)総合的な環境対策	75
	①持続可能な社会を支える人材の育成	77
	②多様な主体との協働・連携の推進	77
	③環境情報の収集と共有化	78
	コラム：学校と地域で進めるE S D	80
第4章 進行管理と推進体制		82
1	進行管理	83
2	推進体制	84
資料		86
1	大野市環境基本条例	87
2	策定体制と策定・改訂（改定）の経過	91
3	数値目標と環境管理項目	94

第1章 基本的な考え方

大野市の環境の保全及び創造に向けた取組を積極的に推進し、取組に対して効果を確保するために、大野市環境基本計画の基本的な考え方を示します。

- 1 計画の背景と目的
- 2 計画の推進主体
- 3 対象地域
- 4 計画期間
- 5 計画の位置付け
- 6 中間評価・アンケート調査の結果
- 7 計画推進の基本的視点

コラム：主観指標で測る地域の幸福度

1 計画の背景と目的

(1)計画の背景

本市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進することをもって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、平成 10(1998)年 3 月に「大野市環境基本条例」を制定しました。同条例は次のとおり基本理念を掲げています。

大野市環境基本条例の基本理念（抜粋）

（基本理念）

- 第 3 条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を確保し、その良好で快適な環境を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない健全な持続的発展ができるような社会を構築することを目的として行わなければならない。
- 3 地球環境の保全は、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び身近な日常活動において積極的に推進しなければならない。

また、同条例は基本理念に沿って、次のとおり施策の基本方針を定めています。

大野市環境基本条例の施策の基本方針（抜粋）

- (1) 公害の防止に関すること
- (2) 水、大気、土壌その他の自然の構成要素の保全に関すること
- (3) 河川、水辺、農地、山林その他の自然環境の体系的な保全に関すること
- (4) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること
- (5) 良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保存に関すること
- (6) 地下水の合理的利用及びかん養対策に関すること
- (7) 資源及びエネルギーの有効利用に関すること
- (8) 廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関すること
- (9) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に関すること
- (10) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること

(2) 計画の目的

大野市環境基本計画は、大野市環境基本条例に基づき平成12(2000)年3月に策定したもので、同条例の基本理念及び施策の基本方針などに沿って環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

計画は、次の基本的事項を明らかにして構成しています。

大野市環境基本計画で明らかにする基本的事項

環境像 大野市の将来の望ましい姿である環境像などを明らかにする

例：環境像、基本目標、数値目標など

取組 環境の保全及び創造に向けた取組を明らかにする

例：施策の基本方針、施策の柱など

役割 市民、事業者・団体の役割を明らかにする

例：主体別行動指針、推進体制など

2 計画の推進主体

計画の推進に当たっては、計画の趣旨や内容を、市民や団体・事業者、市などと共有し多様な主体が協働して、施策に取り組みます。

大野市環境基本計画の推進主体

市民 環境に配慮した生活の実践、環境教室や環境活動への参加など

事業者・団体 環境を保全・創出する事業活動の実践、地域の環境活動の実施など

市 施策の実施及び進行管理、環境啓発活動の実施、関係主体との連携の推進

なお、計画に掲げる施策を多様な主体が一体となって推進するため、市民や事業者、団体が日常生活や事業活動の中で身近に取り組むことができる行動例を「主体別行動指針」として、施策の基本方針ごとに示しています。

3 対象地域

大野市環境基本計画が対象とする地域は、市域全体とします。ただし、広域的な問題に対応する場合や市域を越えた施策が必要な場合などには、近隣自治体や関係機関などと連携します。

4 計画期間

【第三期計画期間】

第三期計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

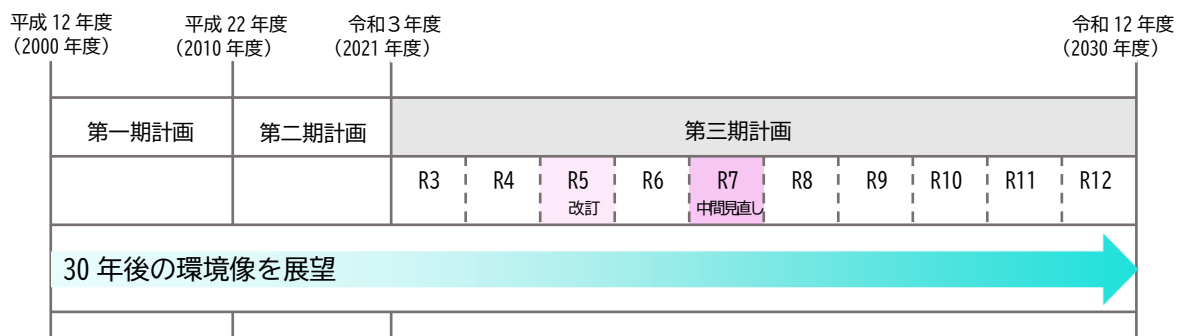
なお、今後、経済・社会情勢の変化や、法制度の改正などが生じた場合には、市民や審議会などの意見を聴きながら、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

【計画の変遷】

大野市環境基本計画は、30年後の令和12（2030）年度の環境像（大野市の将来の望ましい姿）を展望しながら、平成12（2000）年から平成21（2009）年度までの10年間を第一期計画期間として策定しました。

その後、平成22（2010）年度から令和2（2020）年度までの11年間を計画期間とする第二期計画期間を経て、第三期計画に至っています。

なお、第三期計画期間中の令和5（2023）年度には脱炭素社会の実現に向けた国の目標などを踏まえて改訂を行い、計画期間の中間年度に当たる令和7（2025）年度には中間評価結果や第六次大野市総合計画後期基本計画との整合性などを踏まえて中間見直しを行いました。



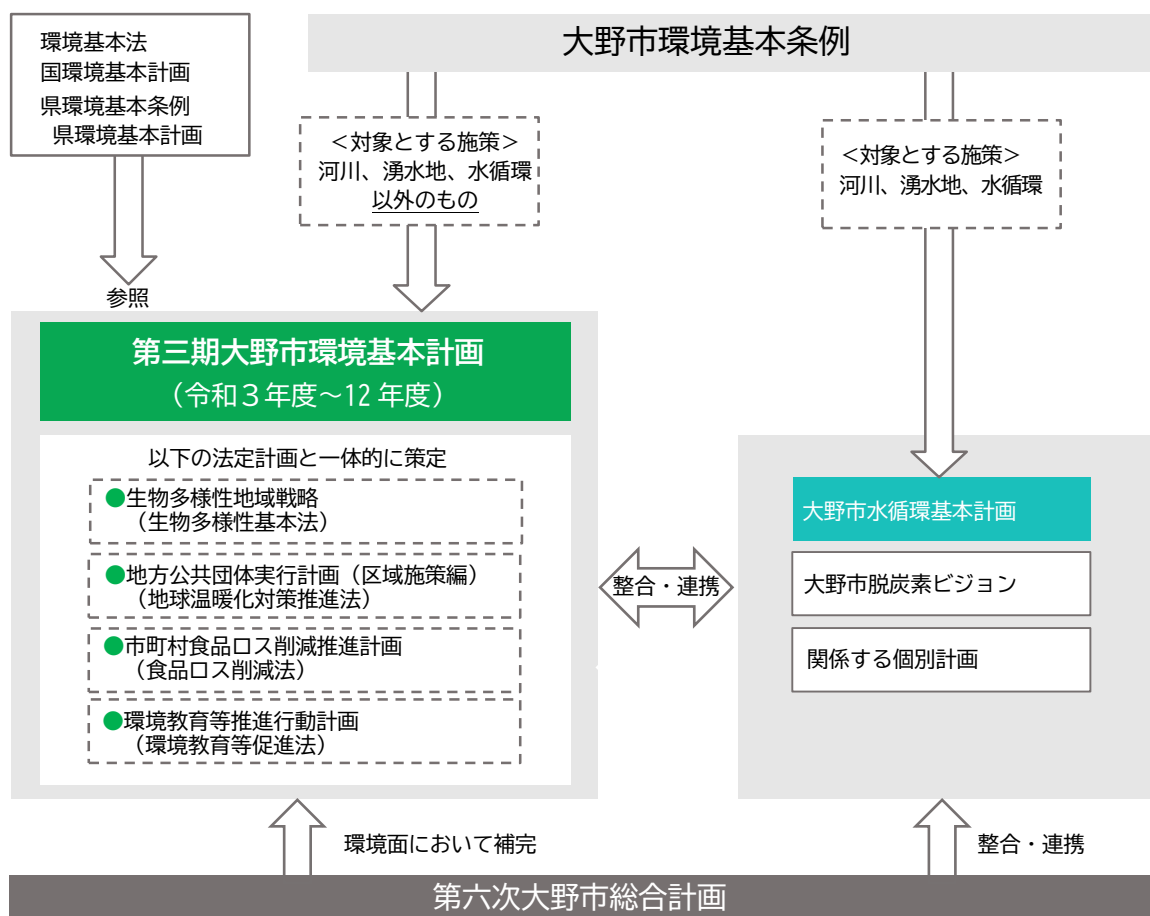
5 計画の位置付け

環境基本計画は、大野市環境基本条例に定める基本理念を踏まえ、環境の保全と創造に関する施策などを定めるもので、市の最上位計画である「第六次大野市総合計画」を環境面において補完する計画として位置付けます。

このため、市政各分野の個別計画に掲げる環境関連施策は、環境基本計画に掲げる施策と整合を取ることにします。

なお、環境関連施策のうち、河川や湧水地の保全、水循環の健全化などに関する施策は、「大野市水循環基本計画」に掲げて実施することとします。

また、環境基本計画は、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）に基づく「生物多様性地域戦略」、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく「地方公共団体実行計画」、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）に基づく「環境教育等推進行動計画」としての役割も併せ持つものとします。



6 中間評価・アンケート調査の結果

(1) 中間評価の結果

環境基本計画を着実に推進するために、本市は、市民や学識経験者などで構成する「大野市環境保全対策審議会」において、毎年度、施策の実施状況を報告し、委員からの意見を踏まえて施策の改善につなげています。

令和7（2025）年度の中間見直しに当たり、同審議会において、環境基本計画に掲げる8つの施策の基本方針ごとに、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの4年間における施策の実施状況について評価の総括を行いました。その結果は、見直し後の施策や数値目標の設定等に活用しました。

第三期大野市環境基本計画 4年間の評価の総括

基本目標	施策の基本方針	中間評価
自然との共生社会の形成	生物の多様性の確保	△
	自然環境の体系的保全	○
脱炭素型社会への移行	地球環境の保全	△
	資源及びエネルギーの有効利用	△
資源循環型社会の構築	廃棄物の減量及びリサイクルの推進	△
快適な生活環境の保全	公害の防止	○
	良好な景観形成及び歴史的、文化的遺産の保存	△
総合的な取組の推進	総合的な環境対策	○

※評価は、評価者が数値目標の達成状況と取組成果の観点から

「○順調／△努力が必要／×相当の努力が必要」の3段階で判定。

○中間評価における課題の整理

- ✓ 市民の自然環境や生物多様性への関心の低下が懸念されており、これらに関する理解と意識の浸透を図る取組を進める必要があります。
- ✓ 間伐などの森林整備が十分に進んでいない状況にあることから、山林の境界を明確化するとともに、森林施業の効率化を図る取組を進める必要があります。
- ✓ 市域全体及び市の事務事業ともにCO₂排出削減の進捗が十分と言えない状況にあり、市民・事業者の主体的な脱炭素の取組と、市の率先行動によって市域全体をけん引する取組を進める必要があります。

- ✓ 令和6(2024)年度にプラスチック分別回収を開始したものの、資源化率に顕著な向上は見られておらず、分別の重要性に関する啓発及び情報発信を強化する必要があります。
- ✓ 騒音や雑草繁茂など、生活型公害に関する苦情の割合が増加傾向にあることから、市民一人一人が近隣への配慮を意識した生活を実践できるよう促す取組を進める必要があります。
- ✓ 小中学校においてSDGsの視点を取り入れた環境教育が進む中、次代を担う若い世代の主体的な学びを促す環境学習を推進する必要があります。

(2) アンケート調査の結果

令和7(2025)年4～5月に、①16歳以上の市民、②市内の事業所、③市内の学校に通う小学6年生及び中学3年生を対象としたアンケート調査を行い、市民の環境施策に対する思いや、日常生活・事業活動における環境への取組状況を把握し、環境基本計画の中間見直しに活用しました。

アンケート調査の概要

調査対象者	配布数	回収数	回収率	調査方法
①市民(16歳以上)	900	303	33.7%	郵送による配布・
②市内の事業所	100	53	53.0%	郵送又はWEBによる回収
③小学6年生・中学3年生(市内学校)	421	388	92.2%	学校による配布・回収
合計	1,421	744	52.4%	

○アンケート結果から見える市民の意識傾向

- ✓ 市民の「ごみ減量に向けた取組状況」は、令和2(2020)年度の前回アンケートと比較して、多くの項目で意識の低下が見られます。
- ✓ 市民が「市に求める環境施策」として最も多く挙げた項目は、「農地及び山林の保全・活用」です。
- ✓ 事業者が「市に求める環境施策」として挙げた主な項目は、「設備導入支援」「取組事例の情報共有」「事業者向け研修会」です。
- ✓ 小中学生が「学びたい環境問題」として挙げた主な項目は「自然環境の喪失」「生物多様性の危機」です。

7 計画推進の基本的視点

環境基本計画の中間見直しに当たっては、全体を通して次の視点を重視し、施策を検討しました。計画の推進に当たっても、これらの視点を念頭に置き、施策を展開します。

(1) 国や国際社会の環境政策の動向を踏まえた視点

環境基本計画では、国や国際社会の環境政策の動向を踏まえ、それらの流れに沿って施策を展開します。

【ウェルビーイング】

「ウェルビーイング」とは、個人や社会のよい状態、心身ともに満たされた状態を指す言葉です。令和6（2024）年5月に閣議決定された国の第六次環境基本計画においても、「ウェルビーイング／高い生活の質」が最上位の目的に掲げられ、環境保全と合わせて、国民一人一人の生活の質や幸福度に寄り添う姿勢が明確化されました。

環境保全の取組は、自然環境の保全や温室効果ガスの削減、生活環境の良好化といった直接的な効果だけでなく、社会経済活動の活性化、防災・減災など、さまざまな課題解決にもつながります。環境施策を総合的・横断的に実施することが「ウェルビーイング／高い生活の質」につながることを市民や事業者などと共有し、計画を推進します。

第六次大野市総合計画後期基本計画においても計画推進の基本的視点に「ウェルビーイングの向上」を掲げています。この考え方を踏まえ、環境基本計画においても、市民アンケートに基づき、環境の状況や環境施策に対する市民の主観的な受け止め方を調査し、施策の改善や新たな施策の立案につなげていきます。

【自然再興（ネイチャーポジティブ）】

自然再興（ネイチャーポジティブ）とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指し、国際的に認知度が高まっている考え方です。

今の地球は過去 1,000 万年間の平均と比べて数十倍から数百倍もの速度で生物が絶滅していくなど、いわゆるマイナスの状態にあります。この状況から、自然環境保全だけでなく、経済から社会、政治、技術までのすべてにまたがって改善を促していくことで、自然をプラスの状態にしていこうというのが自然再興（ネイチャーポジティブ）の趣旨です。

国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」は、令和 12(2030)年までに自然再興（ネイチャーポジティブ）を実現するという目標を掲げており、本市においても、豊かな自然環境を生かして関連施策を推進します。

【脱炭素社会（カーボンニュートラル¹）】

国際的な脱炭素化の潮流や、国が令和2（2020）年に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを表明したことなどを踏まえ、全国各地で脱炭素化を地域経済の活性化や地域課題解決につなげる取組が加速化しています。

本市においても、令和3（2021）年3月に「ゼロカーボンシティ宣言²」を表明し、令和5（2023）年3月には、脱炭素化と地域課題解決の同時実現に向けた取組方針や目標、プロジェクトなどを掲げた「大野市脱炭素ビジョン」を策定してさまざまな取組を進めています。

今後、脱炭素社会の実現に向けて、脱炭素行動が生活や事業活動の制約ではなく、利便性向上やコスト低減など、さまざまな相乗効果があることを市民や事業者などと共有し、連携を強化して取組を進めていきます。

【循環経済（サーキュラーエコノミー）】

国では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄による一方通行型の経済社会活動から、資源投入量・消費量を抑え、ストックを有効活用して付加価値を生み出す循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換を目指しています。

地域での再生可能資源をできる限り循環させ、活用し、生産から廃棄までのライフサイクルの各段階において、資源循環を徹底することで廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減を図り、持続可能な地域づくりを推進します。

【持続可能な開発目標（SDGs）】

本市は、令和12（2030）年までの長期的な国際目標として国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進に取り組んでいます。令和5（2023）年5月には、内閣府からSDGsの優れた取組を提案する都市として「SDGs未来都市³」に選定されました。

SDGsには、エネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動への対策、陸や海の生物多様性など、環境分野に直接的に関連するゴールが含まれており、その他のゴールについても間接的に関連しています。環境基本計画では、施策の基本方針がどのSDGsに寄与するかを明らかにして、取組を進めていきます。

¹ カーボンニュートラル：工場や家庭、自動車から出るCO₂の排出量と、森林などによる吸収量を差し引いて、全体をゼロにすること。

² ゼロカーボンシティ宣言：2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロを目指すことを、自治体が公式に表明する取組のこと。

³ SDGs未来都市：経済・社会・環境の三側面において持続可能な価値創造を図る自治体の提案を、内閣府が平成30（2018）年度から選定している制度のこと。

(2) 第六次大野市総合計画を踏まえた視点

環境基本計画は、上位計画である第六次大野市総合計画を環境面において補完する位置付けの計画です。このため、基本構想に掲げる将来像や基本目標、後期基本計画が示す計画推進の基本的視点、ありたい姿、施策、評価指標などとの整合を図りながら、施策を展開します。

第六次大野市総合計画の理念・目標等

基本構想 (R3～12年度)	将来像	人がつながり地域がつながる 住み続けたい結のまち
	基本目標	(くらし環境分野) 豊かな自然の中で快適に暮らせるまち
後期基本計画 (R8～12年度)	計画推進の基本的視点	SDGsの推進 ウェルビーイングの向上 ジェンダーギャップの緩和 シェアリングエコノミーの推進
	ありたい姿	(項目11「自然環境・脱炭素」) 豊かな自然環境が維持され、その価値が暮らしや、地域活動、経済活動の発展に活かされています。また、あらゆる省エネ技術の導入やライフスタイルの変革が進み、市民や企業などの多様な主体が高い環境意識を持ち、自発的に脱炭素化や資源循環、自然との共生に取り組んでいます。
	施策・評価指標	項目ごとに設定

【コラム】主観指標で測る地域の幸福度

近年、地域の社会経済状況が多様化する中で、「モノの豊かさ」だけでなく、一人一人が感じる「暮らしの質」や「心の豊かさ」、すなわち「ウェルビーイング」に注目した取組が全国で広がっています。

デジタル庁では、「地域幸福度指標（Well-Being 指標）」の活用を通じて、暮らしの質や主観的な幸福感の把握を進めています。

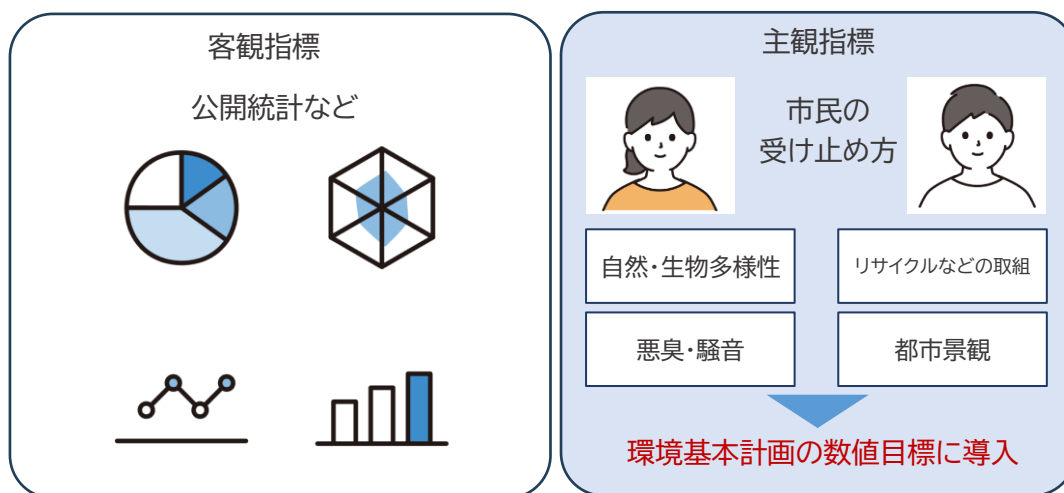
この指標は、従来の経済統計や人口データでは見えにくかった「暮らしやすさ」や「地域の満足度」を、市民の視点から数値化することで、施策の成果や課題を明らかにするとともに、地域固有の特性や強みを把握することを可能にします。

地域幸福度指標は、「主観指標」と「客観指標」に分類されます。「主観指標」はアンケートなどを通じて市民の声を集めたものであり、「客観指標」は公開統計などの客観的なデータに基づいています。

環境基本計画では、「市民アンケートに基づく主観指標」として、「自然環境や生物多様性」「リサイクルなどの環境への取組」「騒音や悪臭」「都市景観」に対する市民の主観的な受け止め方を測る指標を数値目標に導入しています。

これらの主観指標を通じて、市民が環境や施策をどのように感じているかを把握し、施策の改善や新たな取組の検討につなげていきます。

地域幸福度指標(Well-Being 指標)



【出典】市作成

第2章 環境像と施策の体系

大野市の将来の望ましい姿を環境像として設定し、その実現に向けた基本目標と施策の基本方針を定めるとともに、今後、推進していく施策などを体系的に定めます。

- 1 環境像
- 2 基本目標
- 3 施策の体系
- 4 基本目標ごとの構成（計画の見方）
- 5 コラム：大野市水循環基本計画～大野市の健全な水循環に向けて～

1 環境像

大野市の豊かな自然環境は、先人から受け継いだ何のものにも代えがたい財産です。特に、大野市民の共有財産といえる地下水は「生命の水」、「生産の水」として古来より親しまれてきました。

私たちの生活は経済発展や技術開発により豊かで便利になった一方で、地球温暖化が原因と思われる自然災害の頻発、生物多様性の損失、廃棄物問題など、地球規模の環境問題に直面しており、その影響が人々の生活環境まで及ぶことが危ぶまれています。

大野市の豊かな自然環境や水環境を将来の世代に引き継ぐためには、これまでの生活や生産活動を見直し、持続的な発展が可能なまちへの転換に向けて、「環境」「経済」「社会」の統合的向上や自然と人との「共生」、地域と地域の「共生」を目指す取組を、多様な主体との協働・連携により展開していかなければなりません。

このような認識のもとに、大野市の環境像を次のように設定します。

環境像（大野市の将来の望ましい姿）

水循環共生都市 越前おおの

～水、物、人がやさしくふれあうまちを目指して～

この環境像は、平成 12（2000）年から開始した第一期計画において、30 年後の令和 12（2030）年の大野市の将来の望ましい姿を展望して設定したものです。

このため、これまで計画期間が移行した際でも、この環境像を令和 12（2030）年までの環境施策における恒久的なまちづくりの理念として掲げ、その実現に向けて取組を進めてきました。

第三期計画においても、この環境像を引き継ぎ、社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズにも対応しながら、各種施策を進めていきます。

なお、第二期までの環境基本計画に掲げていた施策のうち、河川や湧水地の保全、水循環の健全化に関する施策は、第三期計画から大野市水循環基本計画に移行して推進することとし、両計画が両輪となって環境像の実現を目指します。

2 基本目標

環境像の実現を目指して、SDGsと関連付けた以下の5つの基本目標のもとで、大野市の特色を生かしながら施策を展開します。

基本目標1 自然との共生社会の形成



先人から受け継がれてきた豊かな自然を、市民一人一人の力によって次世代へと守り伝えるとともに、その恵みを地域の発展に活用するなど、自然と経済活動の調和のとれた社会を目指します。

基本目標2 脱炭素型社会への移行



2035年までにカーボンニュートラルを達成するため、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの利用、森林吸収源対策などにより、脱炭素型のライフスタイルや事業活動が定着した社会を目指します。

基本目標3 資源循環型社会の構築



3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再利用）活動を通じて廃棄物の減量化と資源化に取り組む資源循環型の社会を目指します。

基本目標4 快適な生活環境の保全



大気・水・土壌などを良好な状態に保ちつつ、歴史的、文化的遺産や自然景観に囲まれた、安全・安心で快適に暮らせる生活環境を目指します。

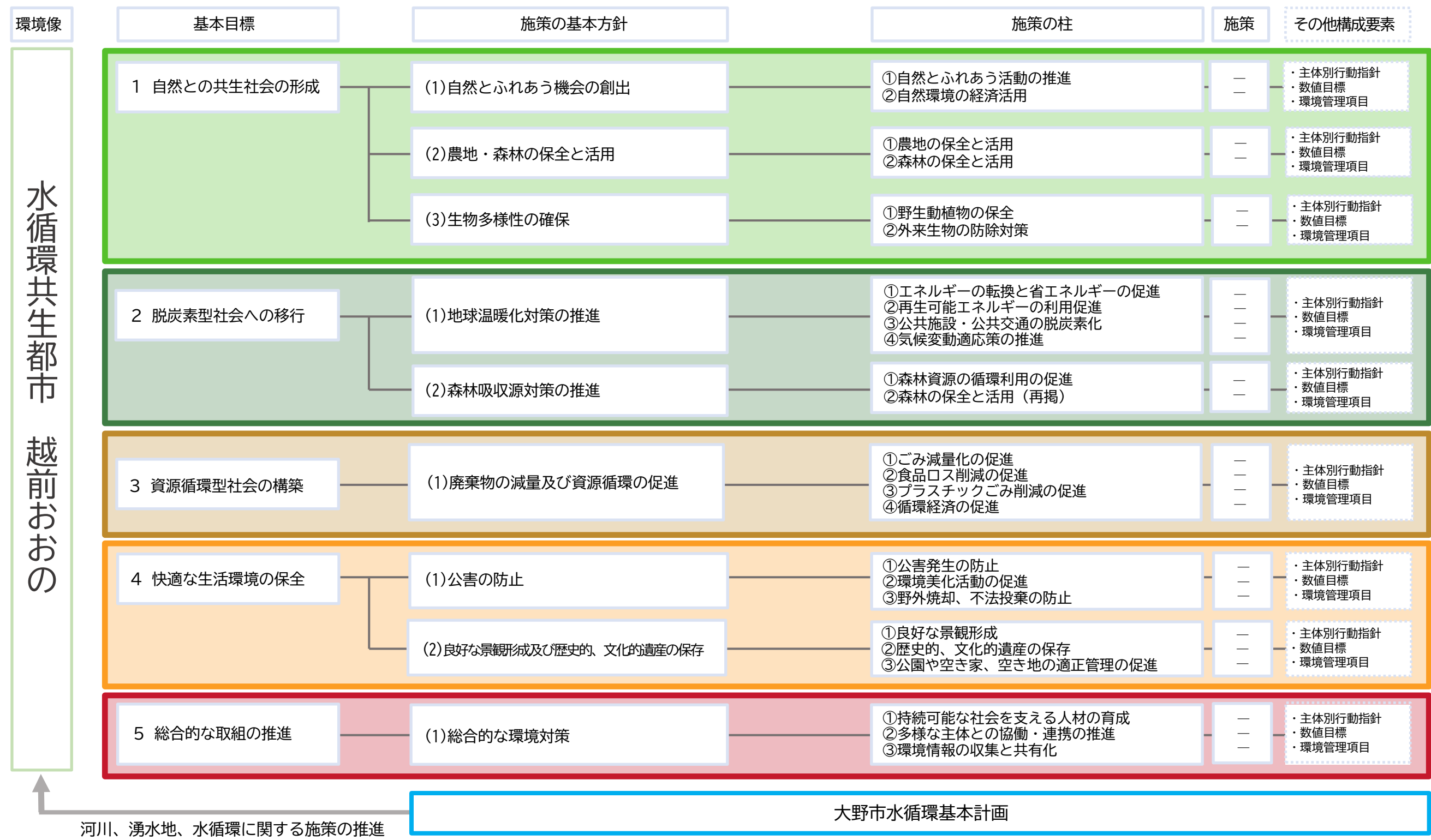
基本目標5 総合的な取組の推進



持続可能な社会の担い手を育む教育や、市民協働による地域の特性を生かした環境学習や自然環境保全の取組を推進するとともに、環境に関する情報の収集と共有化を推進します。

3 施策の体系

環境基本計画は、環境像と5つの基本目標を実現するために、9つの施策の基本方針ごとに25の施策の柱に沿って施策を推進します。
環境像の実現に向けた河川、湧水地、水循環に関する施策については、大野市水循環基本計画において推進します。



【コラム】大野市水循環基本計画 ～大野市の健全な水循環に向けて～

大野市水循環基本計画は、令和3(2021)年2月に策定した計画です。これは、以前の「第二期大野市環境基本計画」(令和2年度まで)に含まれていた、河川や湧水地の保全、水循環の健全化に関する施策を独立させとうえて、他の関連計画の施策と組み合わせて、より発展的に位置付けたものです。

水循環基本計画の目的は、大野市が誇る豊かな水環境を守りながら、「健全な水循環」を維持・実現することにあります。「健全な水循環」とは、人々の暮らしや環境を守るために、水の状態が適切に保たれていることを意味します。これは、自然環境や生活環境を良好に保つために欠かせない考え方です。

水循環基本計画では、雨水の貯留や地面への浸透を促す機能の向上を図る取組を位置付けており、あわせて、森や緑のある場所の保全や、水を無駄なく使う工夫の普及を通じて、生活や事業活動に欠かせない水資源の有効活用を推進しています。

また、川辺や里山など、生き物が暮らす自然環境の保全を通じて、自然とふれあえる機会の創出や、生物多様性の確保にもつなげることを目指しています。

さらに、台風や大雨などの災害や気候変動によるリスクに対応するため、災害への備えや地下水障害の防止・対策を進めることとしています。

今後も本市は「環境基本計画」と「水循環基本計画」を連携させながら、環境と水に関する取組を、計画的かつ総合的に進めていきます。



資料：大野市

第3章 分野別施策

環境像「水循環共生都市 越前おおの」の実現に向けて、基本目標及び施策の基本方針ごとに具体的施策や数値目標、市民や事業者・団体の主体別行動指針を定めます。

- 1 自然との共生社会の形成
- 2 脱炭素型社会への移行
- 3 資源循環型社会の構築
- 4 快適な生活環境の保全
- 5 総合的な取組の推進

基本目標 1 自然との共生社会の形成



先人から受け継がれてきた豊かな自然を、市民一人一人の力によって次世代へと守り伝えるとともに、その恵みを地域の発展に活用するなど、自然と経済活動の調和のとれた社会を目指します。

《基本目標の意図》

福井県内最大の面積（872.43 km²）を有する大野市は、市域全体の約 87%を森林が占め、農地、草地、河川など多様な自然環境があり、地域固有の生物多様性⁴が維持されています。この豊かな自然環境と生物多様性は市民の暮らしと経済活動を支えてきました。

近年、少子化や核家族化により自然遊びの機会が減少し、離農世帯の増加などで日常的な自然とのふれあいが減少しています。さらに、新型コロナウイルス流行で自然との接点が一層減少した可能性があります。

市域には多様な野生動植物が生息する一方、絶滅のおそれのある種も多く、かつて見られたドジョウやメダカなども近年見られなくなっています。生物多様性が失われる要因として、環境改変、里地里山の荒廃、外来生物⁵の影響などが挙げられます。

また、農地や森林は自然とのふれあいの場を提供し、野生動植物の生息、農村景観の形成など自然共生社会の形成に重要な役割を担っていますが、人口減少や高齢化などにより適切な維持管理が難しくなっています。

このような中、国は「生物多様性国家戦略 2023-2030」に基づき、2030 年までに達成すべき短期目標として、「自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現」を掲げ、全国の自治体でもその取組が進められています。

本市においても、自然環境や生物多様性が市民の生活や事業活動に密接に関わることを認識してもらう取組を進めるとともに、動植物の生息基盤である自然環境の保全や、市民の活動参加の促進を通じて、自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現を推進していきます。

⁴ 生物多様性:さまざまな生態系が存在し、生きものの違いや、同じ種類の中で違いがあること。

⁵ 外来生物:もともとその地域には生息・生育していなかったが、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物のこと。

令和12(2030)年に向けた目標（ありたい姿）

- 快適に自然とふれあえる場がいくつも創出され、市民や団体が主体的に保全活動に取り組みながら、里山や河川、湧水地などの自然が豊かに保たれています。
- 自然環境を活用した体験プログラムの提供や商品開発などのビジネスが拡大し、地域経済の活性化が進んでいます。
- 農地や森林が地域住民により適切に保全され、地域の自然と共生する暮らしが実現されています。
- 本願清水イトヨの里を拠点とした活動や外来生物防除の取組により、希少な野生動植物が守られ、生物多様性の重要性が市域全体で共有されています。

施策の基本方針と施策の柱

施策の基本方針	施策の柱
(1)自然とふれあう機会の創出	①自然とふれあう活動の推進 ②自然環境の経済活用
(2)農地・森林の保全と活用	①農地の保全と活用 ②森林の保全と活用
(3)生物多様性の確保	①野生動植物の保全 ②外来生物の防除対策

施策の基本方針(1) 自然とふれあう機会の創出

《現状》

- 大野市は、豊富な地下水や広大な森林、日本一美しい星空など多様な自然に恵まれており、登山道やキャンプ場、親水空間など、自然とふれあえる場の整備も進められています。
- 市は、水生生物調査や川遊びなどをテーマとした自然体験会を継続的に実施しています。
- 市は、団体や関係機関と連携し、自然体験会を実施するとともに、小中学校や公民館での環境学習に環境アドバイザー⁶を派遣する取組を進めています。
- 市が実施したアンケート調査によると、小中学生の約6割が「自然環境の喪失」や「生物多様性の危機」を学びたいと関心を示しています。
- 民間事業者や地域団体による自然を活かした体験プログラムが展開されており、市はその開発支援や情報発信に取り組んでいます。なかでも、南六呂師エリアが星空保護区⁷に認定されたことを受けて、民間事業者による星空資源を活かした体験プログラムの提供や商品開発が進められています。
- 市は、小学生を対象にどんぐりから苗木を育てる里親事業など、自然環境教育及び自然体験などの環境保全活動を行っています。

《課題》

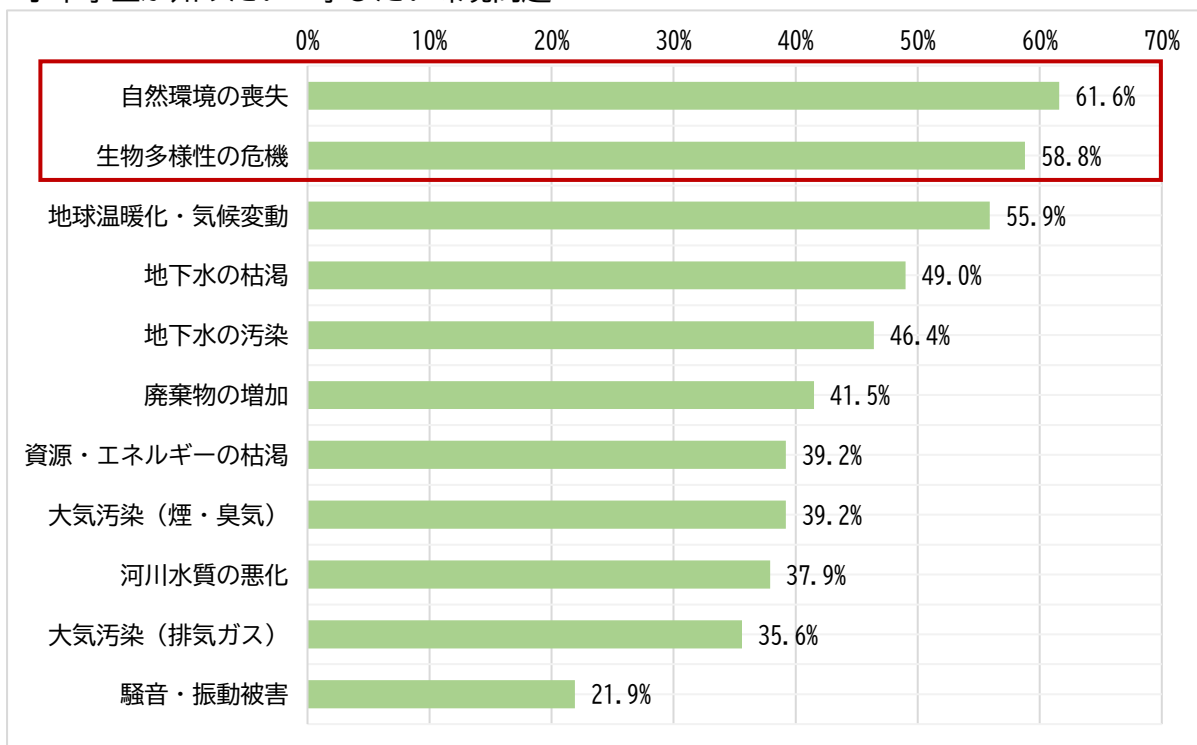
- ✓ 自然環境や生物多様性への意識低下を防ぐため、若い世代を中心に自然とふれあう機会を充実させる必要があります。
- ✓ ニーズに応じた自然体験会を企画し、情報発信を多様化して市民の参加意識を高める必要があります。
- ✓ 中部縦貫自動車道全線開通を見据え、交流人口の増加に対応し、市内外の人々に自然環境の価値を再認識してもらう取組を進めていく必要があります。
- ✓ 星空、水、里山などの自然資源を活用した体験プログラムや商品等について、民間事業者による事業の創出及び拡大を図る必要があります。
- ✓ 道の駅を拠点に、自然を活かした観光や食の魅力の発信、付加価値の高い商品・サービスの展開を、関係者と連携して進めていく必要があります。

⁶ 環境アドバイザー：市民の環境活動や環境学習の支援を目的として、大野市又は福井県等の関係機関に登録された専門的知見を有する人材であり、地域のニーズに応じて講師として派遣され、環境保全に関する助言及び啓発活動を行う者のこと。

⁷ 星空保護区[®]：国際団体ダークスカイ・インターナショナルが実施する認定制度で、光害の少ない自然の暗い夜空を保護・保存するための優れた取組を称える制度のこと。

小中学生が知りたい・学びたい環境問題

回答者数：388人（市内小中学生）



【出典】令和7年度アンケート調査（大野市）



「自然ふれあい探検隊」での水生生物調査



道の駅「越前おおの 荒島の郷」でのカヌー体験

《施策の柱・施策》

① 自然とふれあう活動の推進

- ・市民や団体、学校などによる、里山や河川、湧水地などの身近な自然や生き物を調査・保全する取組を促進します。
- ・登山道やキャンプ場など、利用者が快適に自然とのふれあいを楽しめるよう、施設の維持管理に努めます。
- ・本願清水イトヨの里や越前おおの水のがっこうを拠点に、生物多様性や健全な水循環の視点から、自然の恵みの重要性を考える学習機会を提供します。
- ・県や地域住民などと連携し、市民に親しみのある六呂師高原を、自然を学び楽しむ場として活用します。
- ・市民や来訪者の自然への学びと保全意識を高めるため、化石発掘体験の提供や恐竜化石の関連資料の紹介を行います。
- ・環境アドバイザーや団体、関係機関と連携し、自然体験会や環境学習などの機会において、より環境への理解を深めるプログラムを提供します。
- ・森林や木に触れる体験活動など、森林環境教育や木育イベントを推進します。
- ・健康づくりやスポーツ、食育活動など、さまざまな分野のまちづくり施策と連携し、自然とふれあう機会を創出します。
- ・ホームページやSNS、広報紙など、さまざまな媒体を活用し、環境学習や自然景観、文化財などに関する情報を発信します。
- ・自然環境の保全や自然とふれあう活動に取り組む関係主体との情報共有や意見交換を通じて連携を強化し活動を促進します。

② 自然環境の経済活用

- ・星空や自然を活かしたビジネスの拡大を図るため、体験プログラムや商品の開発に取り組む事業者を支援します。
- ・道の駅「越前おおの 荒島の郷」や道の駅「九頭竜」を拠点に自然に基づく体験活動や食を提供し、市内の観光施設や店舗への周遊を促すとともに、事業者による付加価値の高い商品やサービスの開発、提供を促進します。
- ・醸造品などの水を活用した地域産品をふるさと納税返礼品として活用し販売促進を行うとともに、新たな商品開発を促進します。

- ・木質バイオマス⁸発電所での間伐材⁹利用を促進するため、林業事業体の活動を支援します。
- ・米や特産作物などの高付加価値化を進め、道の駅やふるさと納税返礼品、越前おおの農林楽舎などの多様な販売先を提供し、越前おおの産農林水産物の生産と販売を促進します。
- ・アユなどの淡水魚の魅力向上のため、PR活動と保全活動を支援します。

《主体別行動指針》

行動	市民	事業者	団体
水辺や公園、野外施設などに出かけて、積極的に自然とふれあいましょ。	○		
敷地内や身近な場所に花壇や植木を設け、自然とふれあえる環境を整えましょ。	○	○	
従業員に自然体験や野外活動への参加を奨励し、心身のリフレッシュや環境意識の向上につなげましょ。		○	
里山や河川での自然観察会や清掃活動を企画ましょ。			○
景観美化やあいさつなどを心掛け、観光客に「また来たい」と感じてもらえるように努めましょ。	○		
地元産品や自然体験活動を通じて、大野の自然の恵みを実感ましょ。	○		

《数値目標》

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和6年度	目標値 令和12年度	設定の意図
自然体験会の参加人数	—	68人	100人	自然とふれあう活動の市民の関心度を測る指標で、市が実施する自然体験会の参加人数の増加を目指します。

《環境管理項目》

環境管理項目	説明
観光入込客数	1年間の観光入込客数

⁸ 木質バイオマス：木材からなる再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のこと。

⁹ 間伐材：森林の健全な成長を促すために、密集した樹木を間引く「間伐」によって得られる木材のこと。

施策の基本方針(2) 農地・森林の保全と活用

《現状》

- 市内では高齢化と後継者不足に伴い、経営耕地面積と農家数の減少が進み、一部の集落では農地の保全活動が難しくなっています。
- 集落内では有害鳥獣の追い払いや電気柵の管理が困難となり、イノシシやシカなどによる農作物への食害や、森林内では枝葉の食害や剥皮の被害が増加しています。
- 市域の森林割合は約 87%と県内最大で、森林の施業及び保護が行われている面積（森林経営計画¹⁰面積）は、令和 6（2024）年度で約 27,892ha と県内最大となっています。
- 効率的な森林施業に向け、林業の生産性を向上させていくための高性能林業機械の導入が進んでいます。
- 森林所有者の高齢化や相続による世代交代により、森林の境界確認や所有者特定に大きな労力を要しています。

《課題》

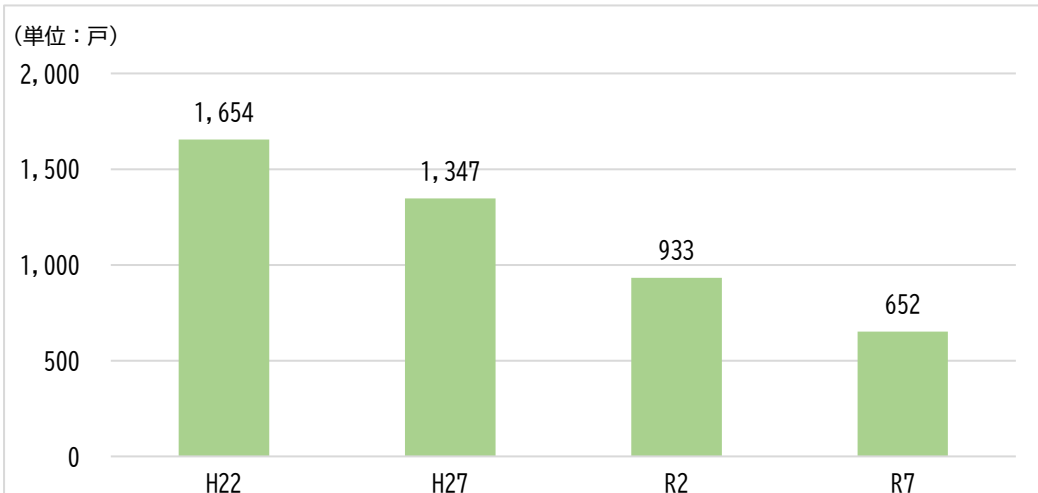
- ✓ 食料生産、涵養¹¹、生物の生息地、景観形成、自然とのふれあいの場など、多面的な機能を有する農地や山林を、適切に維持・向上させるための取組を進める必要があります。
- ✓ 担い手農家¹²への農地の集積と集約を進め効率的な農業経営を促進するとともに、農地や集落活動を維持するため、小規模農家を含めた地域の営農環境を整える必要があります。
- ✓ 新規就農者が継続的に営農できるよう、関係機関が連携して支援を行うとともに、農林水産物の付加価値向上や販路の多様化を促進する必要があります。
- ✓ 農地や森林を守るため、地域での獣害対策を強化する必要があります。
- ✓ 森林施業を効率化するとともに、手入れが行き届かない森林所有者への意向調査を進めていく必要があります。
- ✓ 森林の適正な管理のため、適切な森林整備や林道施設の維持、治山ダムを設置など、計画的な整備を進める必要があります。
- ✓ 林業従事者を確保するため、先進技術の導入により森林施業を効率化し、若者や女性も就業しやすい環境を整える必要があります。

¹⁰ 森林経営計画：森林所有者や森林の経営を委託された者が、森林の施業や保護について定める 5 年間で 1 期とする計画のこと。

¹¹ 涵養：地表の水が地下に浸透し地下水になること。

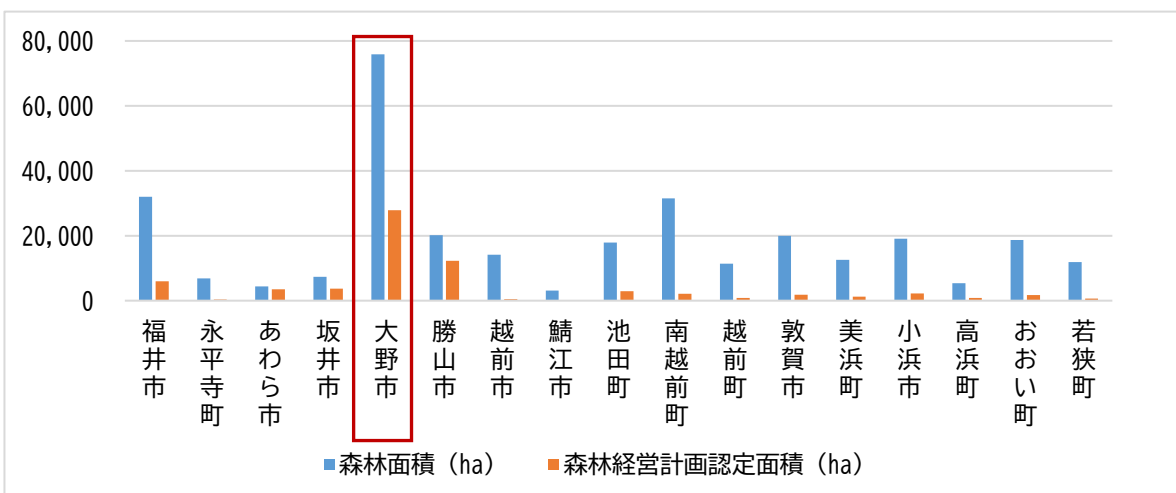
¹² 担い手農家：農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村から「農業経営改善計画」の認定を受けた認定農業者や、「青年等就農計画」の認定を受けた認定新規就農者に加え、農地の受け皿となっている集落営農組織などの農業者のこと。

大野市内の農業経営体数



【出典】農林業センサス（農林水産省）より市作成 ※R7の数値は令和7年11月時点の速報数値

福井県内の市町別森林面積と森林経営計画認定面積（令和6年度）



【出典】令和6年度福井県林業統計（福井県）より市作成



田植えの風景



伐採現場の風景

①農地の保全と活用

- ・担い手への農地の集積と集約を促進するとともに、日常的な農地の見守りや農地パトロールを通じて遊休農地の発生防止や農地の保全活動を促進します。
- ・土地改良事業などにより、農地が持つ生態系¹³や景観に配慮した持続可能な農業基盤の整備を促進します。
- ・新規就農者や後継者の確保と育成に取り組むとともに、若者や女性、非農家による農山村を守る活動など、多様な仕組みをつくります。
- ・化学肥料や化学合成農薬の使用を控えた環境調和型農業を促進するとともに、農薬などの適正管理を徹底し、土壌汚染の防止を推進します。
- ・中山間地域等直接支払制度¹⁴や多面的機能支払交付金事業¹⁵を活用し、住民による農用地や用排水路の維持、農山村の景観形成などの取組を促進します。
- ・水田や用排水路における生き物調査や農作業体験の実施など、里地を活用した交流活動を促進します。
- ・鳥獣害対策協議会を中心とした関係機関と連携し、鳥獣の捕獲活動や適切な個体数の管理に取り組みます。
- ・農作物被害の抑制を図るため、山際集落への大規模緩衝帯の整備や電気柵の設置など、地域ぐるみで鳥獣害対策に取り組む地区に対して支援します。
- ・県や猟友会と連携し、研修会やフィールドワークを通じて鳥獣対策の担い手を育成します。

②森林の保全と活用

- ・森林経営管理法に基づき森林所有者への意向調査を計画的に実施し、森林の適正な管理が進むよう、資源循環利用サイクルの構築を促進します。
- ・森林環境譲与税¹⁶を活用して間伐や森林境界の明確化、林道整備などを推進します。
- ・シカの食害やクマ剥ぎなどの獣害への対策を強化します。

¹³ 生態系:生物(動植物など)と、それらを取り巻く水・空気・土壌などの環境が相互に関係しながら、ひとつのまとまりとして機能している仕組みのこと。

¹⁴ 中山間地域等直接支払制度:平地から山間地にかけて、傾斜地が多く農業が不利な地域において、継続的な農業生産活動を行う農業者に支援する制度のこと。

¹⁵ 多面的機能支払交付金事業:農地や水路などの基礎的な保全活動や質的向上を図る共同活動、水路や農道などの施設の長寿命化に対して支援する事業のこと。

¹⁶ 森林環境譲与税:森林環境税として国が1人当たり年額1,000円を徴収し、市町村や都道府県に配分する税のこと。森林の保全や災害防止のための整備、人材育成や担い手の確保、木材利用の促進などに活用されている。

- ・森林の無秩序な開発を防止し、水源地域を保全するため、森・水保全条例に基づく届出制度を運用し、土地売買契約や対象工作物の設置に対し必要に応じて助言を行います。
- ・若者や女性が林業への関心を持てるよう、先進技術の導入などによる作業の効率化と職場環境の改善を促進します。
- ・労働力を安定的に確保できるよう、林業従事者の福祉の向上や新規林業従事者の確保と育成を支援します。
- ・森林施業を効率化するため、ドローンをはじめ ICT¹⁷を活用したスマート林業¹⁸の導入を促進します。
- ・木質バイオマス発電所での間伐材利用を促進するため、林業事業体の活動を支援します。《再掲》
- ・越前おおの森づくり基金を活用し、「越前おおのエコフィールド¹⁹管理・運営協議会」などの民間主導の森づくり活動を支援します。
- ・森林や木に触れる体験活動など、森林環境教育や木育イベントを推進します。《再掲》

¹⁷ ICT:Information and Communication Technology(情報通信技術)の略で、情報を扱ったり伝えたりする技術全般のこと。

¹⁸ スマート林業:ICT やロボットなどの先端技術を活用して、森林管理や林業の省力化、経営の効率化などを図る林業のこと。

¹⁹ 越前おおのエコフィールド:緑化活動や環境保全活動に取り組む拠点として整備された、上庄地区にある約 3.2ha の緑の広場のこと。

《主体別行動指針》

行動	市民	事業者	団体
農山村がもつ「美しさ」「癒やし」「なつかしさ」などの魅力を感じ、緑豊かな風景を守りましょう。	○		○
越前おおの産の美味しいお米と一緒にサトイモや油揚げ、しょうゆなどを使った郷土料理をみんなで味わいましょう。	○	○	○
耕作していない農地を貸し出し、農業にチャレンジしやすい環境づくりに協力しましょう。	○		
化学肥料や化学合成農薬の使用を軽減した環境調和型農業に取り組みましょう。		○	
道の駅や飲食店などで提供される、大野産食材を使った料理を発信しましょう。	○	○	

《数値目標》

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和6年度	目標値 令和12年度	設定の意図
森林整備面積（間伐）	341ha	243ha	240ha	森林の整備・保全に向けた取組状況を測る指標で、国有林・民有林における間伐及び保育間伐による整備面積の現状の水準維持を目指します。
作物作付面積の割合	96.1%	96.8%	96.5%	作物の作付けにより有効活用されている農地の状況を測る指標で、作付面積の現状の水準維持を目指します。
新規林業従事者数	1人	1人	3人	林業に携わる新規従事者の状況を測る指標で、従事者の増加を目指します。

《環境管理項目》

環境管理項目	説明
多面的機能支払交付金事業に取り組む集落数	多面的機能支払交付金事業のうち、農地維持支払交付金の対象となる環境保全活動に取り組む集落数
有害鳥獣捕獲頭数	鳥獣被害防止のため市内で捕獲された鳥獣の種類別頭数
遊休農地の面積	1年以上耕作されておらず、今後も耕作の見込みがない農地や周辺に比べて利用状況が著しく劣る農地の面積
形態別森林面積	市内の森林について、人工林（針葉樹、広葉樹）、天然林（針葉樹、広葉樹）、竹林、無立木地などの区分による森林面積（累計）
植林の面積	市内で1年間に植林した面積の総数
森林経営計画認定面積	森林経営計画の認定を受けている市内の森林面積

施策の基本方針(3) 生物多様性の確保

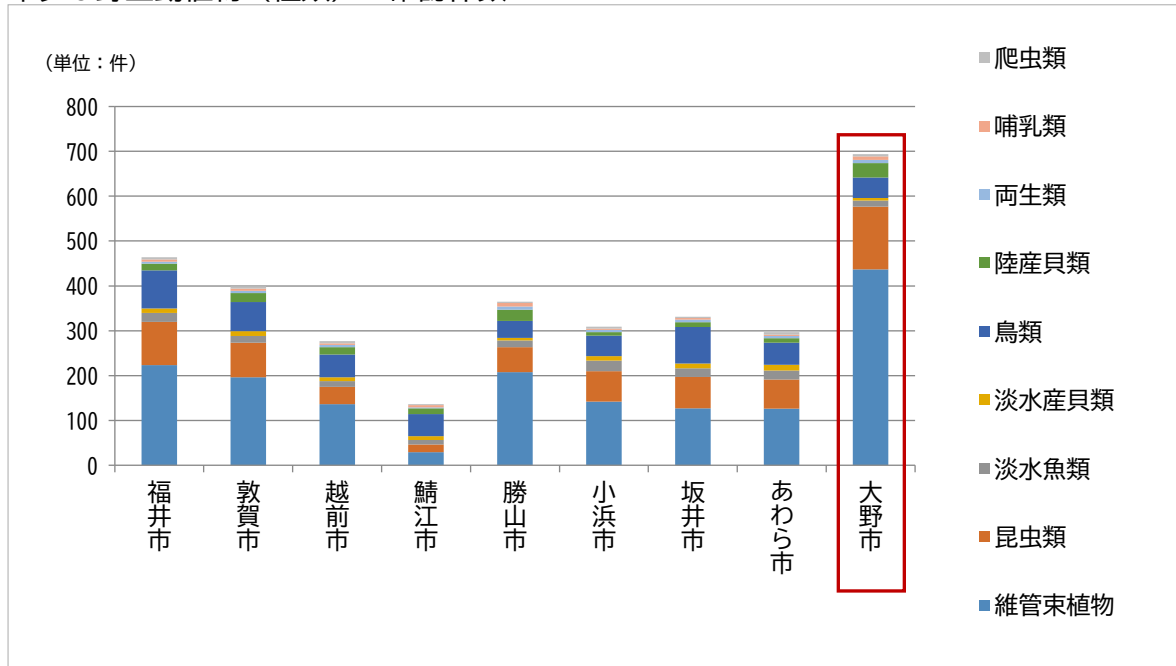
《現状》

- 市域には低地のシラカシ林から山岳のブナ・オオシラビソ林まで多様な植生が広がり、標高差に応じた森林生態系があります。森林は清らかな水を育み、河川や湧水にはイトヨやアラレガコといった貴重な魚類が生息しています。こうした環境は、ニホンカモシカやイヌワシなどの大型野生動物をはじめ、多様な生物を支えています。
- 本願清水イトヨ生息地やアラレガコの生息地は国の天然記念物に指定され、大野市の自然環境が全国的にも高い価値を持つことを示しています。
- 市域には多様な野生動植物が生息していますが、動物種で265種、植物種で416種が福井県の絶滅のおそれのある野生動植物として「福井県レッドデータブック(2016)」に掲載されており、いずれの種数も県内市町で最も多い状況です。これは、自然環境が豊かである一方で、絶滅の危機にある種が多く、保全の重要性が高いことを示しています。
- 市が実施したアンケート調査によると、「生物多様性という言葉を知っている」という市民は約49%で、全国調査の約73%を下回っています。また、小中学生の約6割が「自然環境の喪失」や「生物多様性の危機」を学びたいと関心を示しています。
- 市内ではカタクリやフクジュソウなどの保全活動が行われていますが、高齢化や後継者不足が課題となっています。
- 市は、放流したアユなど、淡水魚の稚魚を育成するため、自然溪流の環境保全やカワウの追い払いを行っています。
- 市内でも外来生物の侵入が確認されており、関係機関と連携して防除活動や注意喚起を進めています。

《課題》

- ✓ 自然環境や生物多様性への意識低下を防ぐため、若い世代を中心に自然とふれあう機会を充実させる必要があります。《再掲》
- ✓ 本願清水イトヨの里でのイトヨの価値や保護活動を周知し、市民に生物多様性の重要性を理解してもらう取組を進める必要があります。
- ✓ 動植物の保全・再生に取り組む団体の活動を促進する必要があります。
- ✓ 淡水魚の魅力の発信や保全活動に継続して取り組む必要があります。
- ✓ 外来生物は、生態系や人の健康に深刻な影響を及ぼす懸念があるため、関係機関と連携し、継続的な対策に取り組む必要があります。

希少な野生動植物（種類）の確認件数



【出典】 福井県レッドデータブックより市作成



本願清水イトヨ生息地の保全活動



九頭竜湖のコクチバスの防除活動

《施策の柱・施策》

①野生動植物の保全

- ・流域に関わる市民や団体、関係機関が連携してネットワークを構築し、水源涵養や生物多様性の保全、地域活性化に資する取組を推進します。
- ・生物多様性が保全されている区域において、計画的に保全活動を推進するとともに、効果的な広報を通じて市民の関心を高め、その区域の生物多様性の価値を向上させる取組を進めます。
- ・本願清水イトヨの里を拠点に生態系や水文化に関する講座の開催や、イトヨ生息地の保全活動などを通じて、生物多様性に関わる市民の増加を図ります。
- ・公共工事において自然環境の改変を伴う場合には、生態系に配慮した施設づくりに取り組みます。
- ・市民や団体、学校などが里山や河川、湧水地などの身近な自然や生き物を調査・保全する取組を促進します。《再掲》
- ・アユなどの淡水魚の魅力向上のため、PR活動と保全活動を支援します。《再掲》

②外来生物の防除対策

- ・市民一人一人が、外来生物問題の基本認識である、外来種被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）を順守するよう普及啓発を行います。
- ・外来生物の侵入や被害について、ホームページや広報紙などによる周知を通じて市民の理解を促進します。
- ・生態系や人の生活、農林水産業などへ甚大な被害を与えるコクチバスなどの特定外来生物について、県や関係団体と連携し防除を推進します。
- ・イトヨが生息する本願清水をはじめとする、希少な野生動植物が生息する場所において、関係機関との連携や市民協働により外来生物の防除を推進します。

《主体別行動指針》

行動	市民	事業者	団体
公園や川辺で身近な生き物を観察し、地域の自然の豊かさを感じましょう。	○		
工事や整備では周辺の植生や水辺環境に配慮し、野生動植物のすみかを残す工夫をしましょう。		○	
学校や地域団体と連携して生物調査や保全活動に取り組みましょう。		○	○
外来生物について正しい知識を身につけ、「入れない・捨てない・拡げない」を守り、生態系を守りましょう。	○	○	○
地域に生息する野生動植物や自然環境の大切さを、SNSや広報紙などで積極的に発信しましょう。	○	○	○

《数値目標》

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和6年度	目標値 令和12年度	設定の意図
本願清水におけるイトヨの営巣数	109.7個 (令和2年度)	73.9個	100個以上	本願清水におけるイトヨの生息環境の健全性を測る指標で、イトヨの営巣数の増加を目指します。
「大野は自然環境や生物多様性が保たれている」と感じている市民の割合 [市民アンケートに基づく主観指標※]	—	56.9%	62.6%	「大野の自然環境や生物多様性の保全状況」に対する市民の主観的な受け止め方を測る指標で、肯定的に受け止めている市民の割合の増加を目指します。

※市民アンケートに基づく主観指標は、毎年度の測定には拠らず、相応の間隔を設けて測定します。

《環境管理項目》

環境管理項目	説明
希少種保全対応件数	希少な野生動植物の保全に関する市職員の対応件数

【コラム】「30by30 (サーティ・バイ・サーティ)」と「自然共生サイト」

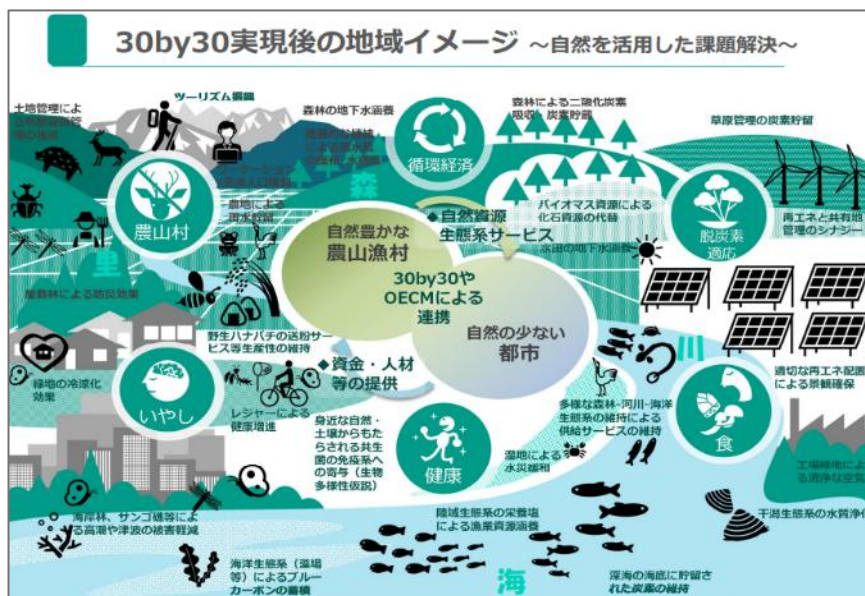
自然再興（ネイチャーポジティブ）とは、生物多様性の損失を食い止め、回復させることを目指す概念であり、自然と人間社会が共に繁栄する未来の実現を意味します。

この目標に向けて、国際的には「30by30 (サーティ・バイ・サーティ)」という枠組みが採択されています。これは、2030年までに各国の陸域及び海域の少なくとも30%を保全・保護することを目指すものであり、2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において合意された重要な指針です。

国内では、環境省がこの目標の達成に向けて、令和5（2023）年度から民間や自治体の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する制度を創設し、令和7（2025）年度からは、自然共生サイトが地域生物多様性増進法に基づいて法制化されることとなり、制度的な裏付けのもとで保全活動が推進されることとなりました。

令和6（2024）年度末時点における全国の自然共生サイトの認定総数は、328か所、合計面積は計9.3万haとなっています。

本市においても、豊かな自然環境を活かし、30by30の理念を参考にしながら、生態系の保全と持続可能なまちづくりの両立に向けた取組を検討していくことが重要です。



【出典】環境省「30by30ロードマップ」

基本目標 2 脱炭素型社会への移行



2035年までにカーボンニュートラルを達成するため、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの利用、森林吸収源対策などにより、脱炭素型のライフスタイルや事業活動が定着した社会を目指します。

《基本目標の意図》

地球温暖化²⁰は、人類の生存基盤を脅かす最重要課題とされ、世界では平均気温の上昇、氷雪の融解、海面上昇が観測されています。

国内においても、近年、地球温暖化が原因とされる異常気象が全国各地で多発しており、農林水産業や生態系に損失が生じ、自然災害や熱中症の原因となっています。この問題は、人々の健康や財産を守り、経済社会の発展を図る上で重要な課題です。

国際的な対応として、パリ協定（平成 27（2015）年）では、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて 2℃未満に抑えることを長期目標として掲げています。これを受け、国は、令和 2（2020）年 10 月に、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言し、令和 12（2030）年の温室効果ガス削減目標を平成 25（2013）年度比でそれまでの 26%減から 46%減に一挙に引き上げました。

この流れを受け、多くの自治体では脱炭素化を地域の成長戦略と位置付け、地域脱炭素²¹の動きが加速しています。地域脱炭素の推進に当たっては、産業、エネルギー、交通、住宅建築などのあり方を見直し、地域課題の解決と住民の暮らしの質の向上を図りながら温室効果ガスを削減することが重要です。

本市においても、令和 3（2021）年にゼロカーボンシティを宣言、令和 5（2023）年には大野市脱炭素ビジョン²²を策定し、令和 17（2035）年までのカーボンニュートラルを目標に、事業者や団体、関係機関と連携して取組を進めています。

今後も、省エネルギー化の推進や再生可能エネルギー²³の導入拡大による温室効果ガス削減の取組を進めるとともに、間伐や主伐後の適切な再造林・育成などの森林吸収源対策²⁴、気候変動による悪影響への適応策²⁵を進めていきます。

²⁰ 地球温暖化：化石燃料の燃焼などの人の活動に伴って発生する CO₂などの温室効果ガスが大気中に増加することによって地球の気温が上がる現象のこと。

²¹ 地域脱炭素：地域の特性を活かし、自治体・企業・住民が連携して再生可能エネルギーの導入や省エネを進め、脱炭素と地域課題の解決を同時に目指す取組のこと。

²² 大野市脱炭素ビジョン：市が令和 5 年 3 月策定した計画で、カーボンニュートラルの達成と地域課題の同時解決を目指し、大野市の望ましい将来像を描くとともに、それを実現するための基本戦略、目標、取組方針、具体的なプロジェクトを示したもの。

²³ 再生可能エネルギー：太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、バイオマスなど、自然の中に常にあり、繰り返し利用できるエネルギーのこと。

²⁴ 森林吸収源対策：森林が持つ CO₂吸収機能を生かし、森林の整備や木材の利用などを通じて、排出量の削減に貢献する取組のこと。

²⁵ 適応策：地球温暖化による気候変動の影響を回避したり軽減したりするための対策のこと。

令和12(2030)年に向けた目標（ありたい姿）

- 温室効果ガス削減の見える化や楽しく学べる取組を通じて、地球温暖化防止への理解が深まり、脱炭素型のライフスタイルと事業活動が地域に定着しています。
- 木質バイオマスや水力などの地域資源が活用され、自然との調和と地域振興を両立した再生可能エネルギーの導入が着実に進められています。
- 既に現れている気候変動の影響や避けられない中長期的な影響に対して、地域に根差した「適応策」が講じられ、安全・安心な暮らしが守られています。
- 市域全体の約87%を占める森林の強みが活かされ、森林資源の循環利用を通じて、森林吸収源対策が地域に根ざして展開されています。

施策の基本方針と施策の柱

施策の基本方針	施策の柱
(1)地球温暖化対策の推進	①エネルギー源の転換と省エネルギーの促進 ②再生可能エネルギーの利用促進 ③公共施設・公共交通の脱炭素化 ④気候変動適応策の推進
(2)森林吸収源対策の推進	①森林資源の循環利用の促進 ②森林の保全と活用（1-(2)-②の再掲）

施策の基本方針(1) 地球温暖化対策の推進

《現状》

- 市域全体の令和4（2022）年度のCO₂実質排出量（森林吸収量差引後）は、8万1千200t-CO₂となっており、目標達成に向けて更なる取組が求められています。
- 部門別排出量（森林吸収量差引前）は、産業35%、業務12%、家庭25%、運輸26%、廃棄物2%となっており、全国平均と比較すると、家庭・運輸部門の比率が高く、生活・移動に起因する排出が多い構成となっています。
- 市が実施したアンケート調査によると、脱炭素型ライフスタイルや事業活動に対する意義やメリットが市民や事業者十分に浸透していない可能性が考えられます。
- 市内では、木質バイオマス発電や水力発電など、再生可能エネルギー由来の電気を発電する施設が稼働しています。
- 市は、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、LED照明の導入や再生可能エネルギーの電力調達など、市役所が排出するCO₂削減に取り組んでいます。
- 気候変動に起因するとされる自然災害や異常気象が、全国各地に加えて、県内や市内でも発生しています。

《課題》

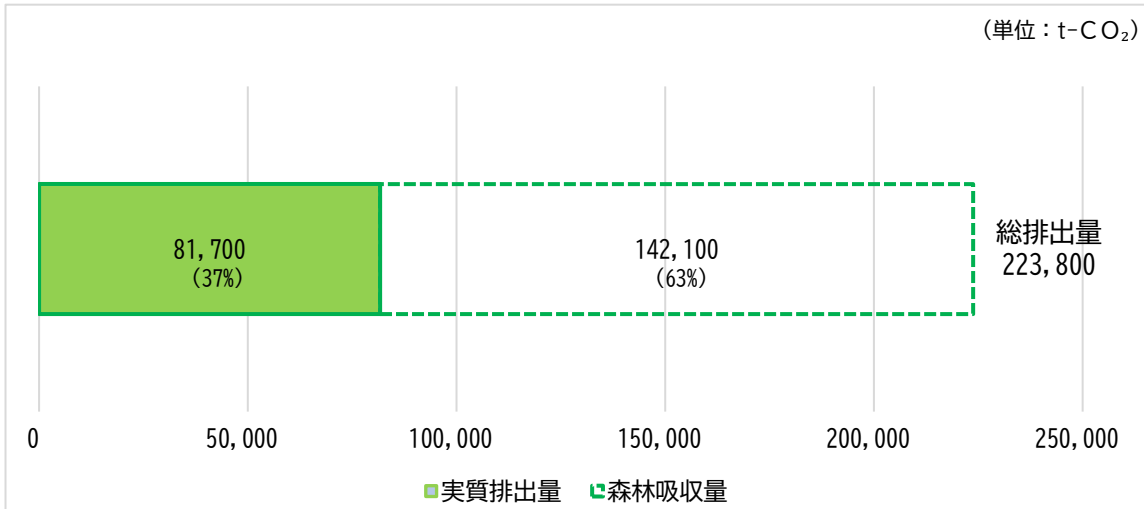
- ✓ 市民には脱炭素型ライフスタイルの意義や生活への効果を理解してもらい、事業者には脱炭素経営を企業の成長戦略として捉えてもらうために、創意工夫を凝らした啓発活動や情報発信に取り組む必要があります。
- ✓ ZEH²⁶やZEB²⁷の普及など、住宅や建築物で使用するエネルギーの転換を図っていく必要があります。また、電動車²⁸の普及を進めるとともに、自動車の利用を控え、公共交通の利用を促進する必要があります。
- ✓ 市内で作られた再生可能エネルギー由来の電力を市内で使用する「再エネの地産地消」を促進するとともに、再生可能エネルギーを地域振興に活用する方策を整える必要があります。
- ✓ 市域全体の脱炭素化に向けて、市役所も一事業者として率先して、施設や公用車などからのCO₂排出削減に取り組む必要があります。
- ✓ 猛暑による熱中症対策や水害に備えた治水対策など、気候変動への適応策に取り組む必要があります。

²⁶ ZEH(ゼッチ):Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略で、高断熱・高効率設備により省エネを実現し、太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することで、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロ以下にする「住宅」のこと。

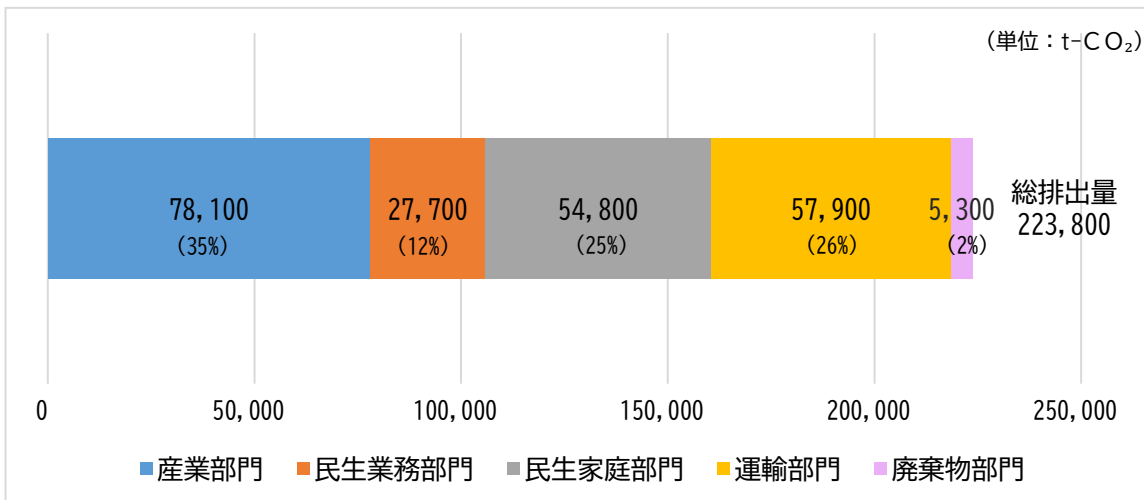
²⁷ ZEB(ゼブ):Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略で、高断熱・高効率設備により省エネを実現し、太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することで、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロ以下にする「建築物」のこと。

²⁸ 電動車:電気自動車(EV)、ハイブリッド自動車(HV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)などの電気を動力源として使う自動車のこと。

大野市内のCO₂排出量【実質排出量・森林吸収量別】（令和4年度）



大野市内のCO₂排出量【部門別】（令和4年度）



大野市脱炭素推進会議の会合



トロン温浴施設うらら館の木質バイオマスボイラー

《施策の柱・施策》

①エネルギー源の転換と省エネルギーの促進

【分野共通】

- ・ 脱炭素推進会議を中心に、事業者、団体、金融機関、大学、専門機関、行政など、多様な主体との連携を通じて部門を越えたネットワークを形成し、具体策の検討や実践を通じて脱炭素化に向けた総合的な取組を推進します。
- ・ 県や関係機関と連携し、県民運動「デコ活ふくい²⁹」を推進し、CO₂排出抑制に加え、経費削減や健康増進などの効果を「見える化」して紹介するなど、脱炭素型のライフスタイルの普及啓発に取り組みます。
- ・ 「結のEco協賛店³⁰」などの事業者と連携し、省エネ家電や太陽光発電機器、エコ住宅などのCO₂削減効果のある機器・設備への買い替え・更新を促進します。
- ・ 間伐や主伐後の再造林による森林吸収源対策に取り組むとともに、森林経営や省エネ設備などを通じたJ-クレジット³¹制度の取組を推進します。
- ・ 事業者が脱炭素経営を進めることで持続可能な経営につなげられるよう、ニーズに応じた具体的な講座を通じて取組を支援します。
- ・ 節電や光害³²に対する意識を高めるため、市民や事業者に対してライトダウンキャンペーンなどを通じた消灯や節電の呼びかけを推進します。

【住宅・建築物分野】

- ・ ZEHやZEBなど、省エネルギー性能が高い住宅・建築物について、事業者や市民向けの講習会や支援策の周知などにより普及を進めます。
- ・ リフォーム支援に合わせて、LED照明や高断熱浴槽への取替えなどを促進し、住宅の省エネルギー化と高断熱化を図ります。

【産業・民生業務分野】

- ・ 市の省エネ診断支援や国・県の各種支援の周知を通じ、省エネ性能の高い設備や機器の導入を促進するとともに、市内でCO₂排出量の多い事業所を把握し、必要に応じてCO₂削減支援策を検討します。

²⁹ デコ活ふくい：脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを地域で実現するため、県民・企業・自治体が協力して行動変容やライフスタイル転換を促進する福井県の取組のこと。

³⁰ 結のEco協賛店：市民によるCO₂削減につながる商品や設備の購入を支援するため、大野市が登録した市内の事業者のこと。

³¹ J-クレジット制度：省エネ機器の導入や森林経営などによる、CO₂をはじめ温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のこと。

³² 光害(ひかりがひ)：照明の設置方法や配光が不適切であるために発生する過剰又は不要な光が、景観や周辺環境へ及ぼすさまざまな影響のこと。

【運輸分野】

- ・ 災害時の給電設備として活用可能な電気自動車を中心に電動車の普及を促進するとともに、講習会や事業者と連携した啓発活動を通じてエコドライブ³³を促進します。
- ・ 電気自動車の普及拡大を目的に、公共施設での充電設備の設置を推進するとともに、啓発活動を通じて民間施設への設置も促進します。

②再生可能エネルギーの利用促進

- ・ 再生可能エネルギーの重要性や支援策を説明する啓発活動を通じて、住宅や事業所における蓄電池を活用した需給一体型の太陽光発電設備の導入を促進します。
- ・ 太陽光発電や水力発電などの再生可能エネルギー設備や蓄電池施設が自然環境や生活環境との調和を確保し、地域住民や関係団体の理解を得たうえで導入されるよう促進します。
- ・ 中小水力発電の導入を促進し、電力や売電収入の一部を市域で活用する仕組みや、発電設備の工事や維持管理を市内事業者が担う体制の構築を検討します。
- ・ 産業振興への活用や中心市街地への供給を目的に、電力事業者と連携し市内卒FIT³⁴電力の利活用やオフサイト型PPA³⁵などの再エネの地産地消スキームを検討します。
- ・ 木質バイオマス発電所での間伐材利用を促進するため、林業事業者の活動を支援します。《再掲》

③ 公共施設・公共交通の脱炭素化

【公共施設の脱炭素化】

- ・ 大野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、公共施設や公用車などから排出されるCO₂削減に取り組むとともに、環境意識が高い職員を育成します。
- ・ 複合化や集約化による施設の適正配置を推進するとともに、民間による活用が可能な施設は売却や貸付などを進め、有効活用が困難な施設や老朽化により安全性が確保できない施設は除却を進め、施設総量の縮減を図ります。
- ・ 再生可能エネルギー設備の導入を推進するとともに、卒FIT電力を含む市内の再生可能エネルギー設備で発電された電力の利用を推進します。
- ・ 公共施設において地域防災計画との整合性を図りつつ、防災力の強化につながる太陽光発電や蓄電池などの導入を検討します。

³³ エコドライブ：適正なタイヤ空気圧の点検、アイドリングストップ、急発進・急加速・急ブレーキを控えるといった、CO₂等の排出削減のための運転方法のこと。

³⁴ FIT(固定価格買取制度)：再生可能エネルギーで発電された電力を、国が定めた価格で一定期間、電力会社が買い取ることを義務づけた制度のこと。「卒FIT」とは、FIT制度による買取期間が終了した太陽光発電設備などが、自家消費や新たな契約による売電に移行する段階のこと。

³⁵ オフサイト型PPA：電力を使う場所から離れた場所に再エネ発電設備を設置し、発電された電気を需要家に供給する仕組みのこと。

- ・公共施設や道路照明などのLED化や、公用車の電動車化など、省エネや省資源につながる設備への転換を図ります。
- ・市役所庁舎やトロン温浴施設うらら館などで薪や木質ペレットの活用を継続します。

【公共交通の脱炭素化】

- ・暮らしに必要な都市機能の拡散抑制や市内公共交通の利用促進などを通じて、コンパクトなまちづくりを推進し、移動に伴うエネルギーの削減を図ります。
- ・自家用車からJR越美北線や広域路線バスの利用への転換を促進するため、「越美北線と乗合バスに乘る運動を進める会」や事業者、関係機関が連携し、啓発活動や乗車機会の提供を図ります。
- ・公共交通の利便性向上と利用促進を図るため、デジタル技術を活用した取組やふくいMaaS³⁶との連携事業などに取り組みます。
- ・路面や歩道を適切に整備・修繕し、自動車の走行効率を向上させるとともに、歩行者や自転車が利用しやすい道路空間を創出します。

④気候変動適応策の推進

- ・国や県、専門機関を通じ、気候変動に関する自然環境などへの影響について科学的な知見に基づく情報を収集するとともに、市民や事業所に対し、適応策の必要性を啓発します。
- ・気候変動が水循環に与える影響について、大学などの研究機関の協力の下、必要に応じ調査研究を行うとともに、健全な水循環の維持に必要な適応策の検討を行います。
- ・県や関係団体と連携し、猛暑などの影響を軽減するための農法や高温耐性品種に関する情報提供を行うなど、農業分野における適応策を推進します。
- ・熱中症予防に関する情報を市民に提供するとともに、熱中症への対応方法などの周知を行います。
- ・公共施設及び民間施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）³⁷に指定し、熱中症特別警戒アラート発令時等に暑さをしのげる場所として開放します。
- ・河川改修や堤防の強化、田んぼダム³⁸の活用による流域治水対策を推進します。
- ・多様化する災害に迅速に対応するため、職員の災害対応能力を高める訓練や研修の強化、地域防災計画や各種計画・マニュアルなどの検証、改定を行います。
- ・大規模災害発生時の災害廃棄物を適正に処理するため、災害廃棄物処理計画³⁹の策定や県や関係団体との広域連携体制の維持に取り組みます。

³⁶ MaaS: Mobility as a Service (モビリティ・アズ・ア・サービス)の略で、複数の公共交通や移動サービスを組み合わせ、その他のサービスとも連携し、検索・予約・決済などをまとめて行える仕組みのこと。

³⁷ 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター):市町村が指定する、熱中症特別警戒アラートが発表された時に誰でも暑さをしのいで休憩できる冷房の効いた避難施設のこと。

³⁸ 田んぼダム:水田に雨水を一時的にためることで、川への急な流出を防ぎ、水害を軽減する仕組みのこと。

³⁹ 災害廃棄物処理計画:大規模な地震や風水害などの発生時に、建物被害によるがれきや倒壊家具などの片付けごみを主とした大量の災害廃棄物を迅速に処理するための計画のこと。

《主体別行動指針》

行動	市民	事業者	団体
デコ活に参加し、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にしましょう。	○	○	
家電の買い換え時は、「結のE c o協賛店」で省エネ性能の高い商品を購入しましょう。	○	○	
ライトダウンキャンペーンに参加して、節電と星空観察を楽しみましょう。	○	○	
新築・増改築を行う際は、省エネルギー性能や断熱性能に優れた住宅や建物の選択に努めましょう。	○	○	
太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギー由来の電力契約への見直しなど、環境に配慮したエネルギーの使用に努めましょう。	○	○	
J R越美北線やバスなどの公共交通を利用しましょう。	○	○	○
熱中症に対する正しい情報を得て、予防のための行動に取り組みましょう。	○		

《数値目標》

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和6年度	目標値 令和12年度	設定の意図
大野市内の温室効果ガス実質排出量（CO ₂ 換算）	70.4千t-CO ₂ (令和2年度)	81.7千t-CO ₂ (令和4年度)	34.3千t-CO ₂ (令和10年度)	市域全体のカーボンニュートラルの達成状況を測る指標で、CO ₂ 実質排出量（森林吸収量差引後）の削減を目指します。
脱炭素や省エネに意欲的な事業者・団体数	—	140者	170者	脱炭素への参画の広がりを測る指標で、参画事業者・団体数の増加を目指します。
再生可能エネルギーの導入量	—	2.4千kW	3.4千kW	市域全体の再エネ電力の活用可能性を測る指標で、再エネ発電設備の導入量の増加を目指します。
市役所のCO ₂ 排出量	10,175t-CO ₂	8,935t-CO ₂	5,900t-CO ₂	市役所の脱炭素化の達成状況を測る指標で、市の事務事業に起因するCO ₂ 排出量の削減を目指します。
再エネ電力を使用する公共施設の数	0施設	3施設	5施設	市役所の脱炭素化の達成状況を測る指標で、再エネ電力を使用する公共施設の増加を目指します。

《環境管理項目》

環境管理項目	説明
電動車の普及台数	市内の自動車登録台数における、ハイブリッド自動車や電気自動車等の電動車の登録台数の総数
自動車登録台数	市内において登録されている自動車台数の総数
長期優良住宅 ⁴⁰ の認定件数	市内の住宅のうち、長期優良住宅に認定されている件数（年間新規登録件数・登録件数）
太陽光発電による売電件数	年度中に太陽光発電による電力を電力会社に売却（売電）した太陽光発電設置件数（住宅・非住宅）
太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電施設数	年度中に太陽光発電以外による再生可能エネルギー由来の電力を電力会社に売却（売電）した再エネ発電施設件数
公用車における電動車台数	ハイブリッド自動車や電気自動車など、市所有の電動車の台数
公共施設の面積（延床面積）の削減率	公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の面積の削減割合（延床面積の削減割合）
J R越美北線利用者数	J R越美北線の年間の利用者数（一般数、定期券利用者数）
バス利用者数	市内路線バス※、広域路線バスの年間の利用者数（※市内路線バスの小中学生の通学利用を除く）
降雨の水素イオン濃度	福井市地点で計測している雨水中の水素イオン濃度（pH）の年平均値【調査地点：福井市】

⁴⁰ 長期優良住宅：長期にわたり良好な状態で使用するための措置を講じられた優良な住宅のこと。

施策の基本方針(2) 森林吸収源対策の推進

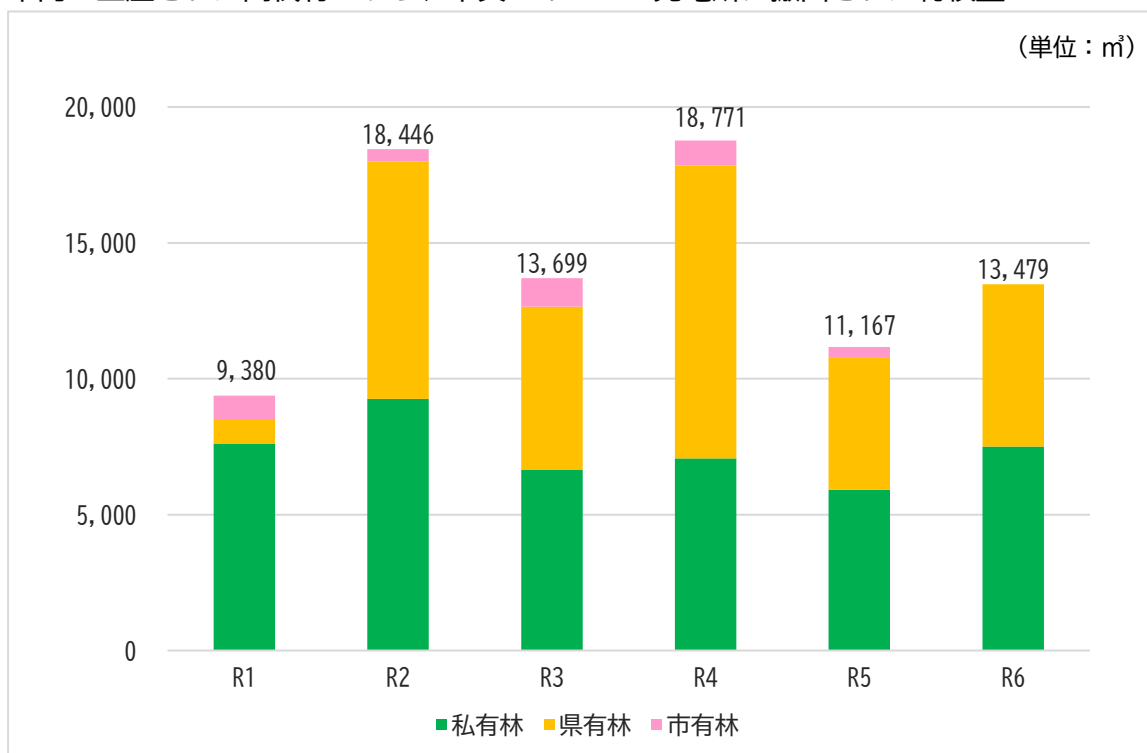
《現状》

- 市域の森林割合は約 87%と県内最大で、森林の施業及び保護を行っている面積（森林経営計画面積）も、令和6（2024）年度で約 27,892ha と県内最大となっています。《再掲》
- 市域の令和4（2022）年度のCO₂の森林吸収量は、14万2千t-CO₂であり、令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度と比較して減少しています。
- 高度経済成長期に植栽された人工林が利用可能な時期を迎えながらも、林業従事者の減少や需要変化により活用が進んでいない状況です。
- 木質バイオマス発電の燃料として間伐材の供給が行われているものの、市外での新たな発電所の建設により需要が増加し、継続的な供給が困難になっています。
- 効率的な森林施業に向け、林業の生産性を向上させるための高性能林業機械の導入が進んでいます。《再掲》
- 森林所有者の高齢化や相続による世代交代により、森林の境界確認や所有者特定に大きな労力を要しています。《再掲》

《課題》

- ✓ 森林の吸収機能を最大化するため、間伐などの適切な管理や主伐後の再造林・保育を行い、若い森林を育成し循環利用を進める必要があります。
- ✓ 木質バイオマス発電所への間伐材の安定供給を継続的に支援するとともに、家庭や事業所における木質バイオマスの利用を促進する必要があります。
- ✓ 市民や事業者への啓発活動を通じて森林の大切さを理解してもらうとともに、森林環境譲与税を活用して森林資源の循環利用を推進する必要があります。
- ✓ 森林施業を効率化するとともに、手入れが行き届かない森林所有者への意向調査を進めていく必要があります。《再掲》
- ✓ 農業や林業を若者や女性にとって魅力ある産業にする必要があります。《再掲》

市内で生産された間伐材のうち、木質バイオマス発電所に搬出された総積量



【出典】九頭竜森林組合及び福井県提供資料より市作成



福井グリーンパワー大野発電所



どんぐり苗の植え替え作業

《施策の柱・施策》

①森林資源の循環利用の促進

- ・おおの森づくりプランに基づき、間伐、主伐、再造林などの森林の整備や適切な管理・保全を促し、地域産材の積極的な活用を促進します。
- ・薪ストーブやペレットストーブの導入支援などを通じて、家庭や事業所での木質バイオマス利用の促進を図ります。
- ・市役所庁舎やトロン温浴施設うらら館などでの薪や木質ペレットの活用を継続します。《再掲》
- ・木質バイオマス発電所での間伐材利用を促進するため、林業事業体の活動を支援します。《再掲》
- ・民間や公共建築物の木造化・木質化、公共事業等での木材利用を促進します。
- ・廃棄物処理業者と連携し、地域の社会奉仕活動で出た剪定くずなどを受け入れ、木質バイオマス発電所の燃料として有効活用する取組を推進します。
- ・間伐や主伐後の再造林による森林吸収源対策に取り組むとともに、森林経営や省エネ設備などを通じたJ-クレジット制度の取組を推進します。《再掲》

②森林の保全と活用（1-(2)-②の再掲）

- ・森林経営管理法に基づき森林所有者への意向調査を計画的に実施し、森林の適正な管理が進むよう、資源循環利用サイクルの構築を促進します。《再掲》
- ・森林環境譲与税を活用して間伐や森林境界の明確化、林道整備などを推進します。《再掲》
- ・シカの食害やクマ剥ぎなどの獣害への対策を強化します。《再掲》
- ・森林の無秩序な開発を防止し、水源地域を保全するため、森・水保全条例に基づく届出制度を運用し、土地売買契約や対象工作物の設置に対し必要に応じて助言を行います。《再掲》
- ・若者や女性が林業への関心を持てるよう、先進技術の導入などによる作業の効率化と職場環境の改善を促進します。《再掲》
- ・労働力を安定的に確保できるよう、林業従事者の福祉の向上や新規林業従事者の確保と育成を支援します。《再掲》
- ・森林施業を効率化するため、ドローンをはじめICTを活用したスマート林業の導入を促進します。《再掲》

- ・木質バイオマス発電所での間伐材利用を促進するため、林業事業者の活動を支援します。《再掲》
- ・越前おおの森づくり基金を活用し、「越前おおのエコフィールド管理・運営協議会」などの民間主導の森づくり活動を支援します。《再掲》
- ・森林や木に触れる体験活動など、森林環境教育や木育イベントを推進します。《再掲》

《主体別行動指針》

行動	市民	事業者	団体
どんぐりの育成や木工体験など木にふれられるイベントに参加しましょう。	○		
国産材や県産材で作られた木製品を利用しましょう。	○	○	○
薪ストーブなどの木質バイオマス機器を導入しましょう。	○	○	○
住宅や建物に木材を活用しましょう。	○	○	○

《数値目標》

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和6年度	目標値 令和12年度	設定の意図
木質バイオマス発電に活用した間伐材の量(補助数)	7,595 m ³	7,502 m ³	8,355 m ³	市内の森林資源の活用状況を測る指標で、木質バイオマス発電所に搬入された市内生産の間伐材量の増加を目指します。
再造林面積	2ha	2ha	7ha	木材の安定供給と森林の適正管理の状況を測る指標で、森林組合が市有林・私有林を伐採後に植栽した面積の増加を目指します。

《環境管理項目》

環境管理項目	説明
形態別森林面積 《再掲》	市内の森林について、人工林（針葉樹、広葉樹）、天然林（針葉樹、広葉樹）、竹林、無立木地などの区分による森林面積（累計）
植林の面積 《再掲》	市内で1年間に植林した面積の総数
森林経営計画認定面積 《再掲》	森林経営計画の認定を受けている市内の森林面積

【コラム】温室効果ガスの算定手法 ～「区域施策編」と「事務事業編」～

市は「地球温暖化対策実行計画」として「区域施策編」と「事務事業編」を策定し、市域全体の脱炭素化と市役所内部の脱炭素化の両面から取り組んでいます。

区域施策編は、市域全体の温室効果ガス排出削減に向けた施策をまとめたもので、環境基本計画がこれを兼ねています。

排出量は、産業・業務・家庭・交通などの分野で使用される電気・燃料の量を基に推計します。ただし、市内すべての家庭や事業所の使用量を直接把握するのは難しいため、国の統計データを活用し、人口や面積などの割合に応じて排出量を割り当てる「按分法」を用いています。この方法は有効ですが、施策の効果が必ずしも正確に反映されない場合があります。

また、森林による吸収量を差し引いた「実質排出量」を把握するためには、森林吸収量の算定が不可欠です。これは林野庁が定める方法に基づき、森林の成長量を炭素量に換算して計算します。吸収量は間伐や植林などの管理状況に左右され、市域の森林経営が大きく影響します。

事務事業編は、市役所の事務事業に伴う排出削減計画で、令和6(2024)年3月に策定しました。対象は施設運営、公用車、街路灯などで、実際のエネルギー使用データに基づき算定しているため、区域施策編より精度の高い推計が可能です。

今後は、両計画の算定精度を高めるとともに、結果を踏まえた施策の見直しや新たな取組の検討が求められます。



出典：市作成



3 R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再利用）活動を通じて廃棄物の減量化と資源化に取り組む資源循環型の社会を目指します。

《基本目標の意図》

私たちの日常生活や経済活動などから発生するごみは、天然資源の枯渇や地球温暖化、最終処分場のひっ迫、不法投棄など、さまざまな環境問題と密接に関わりがあります。

特に、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、日常生活を物質的に豊かにする一方で、これらの環境問題の悪化を加速化させることにつながります。このため、持続可能な社会を実現していくためには、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築を図ることが重要です。

循環型社会を目指すには、「3 R」、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）の3つの取組が不可欠ですが、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減していくためには、リサイクルに先立って、リデュース、リユースの取組を推進することが重要です。

近年では、リデュースの枠組みから発展させて、ごみを受け取らない「リフューズ」、修理して使い続ける「リペア」などの考え方も加えて4 Rや5 Rとして取り扱う取組も広がりを見せています。

ごみ削減や資源循環を進めるには、種類ごとの削減対策や分別徹底が必要です。特に、プラスチックごみや食品ロス⁴¹については、関連法律の施行により対策強化が求められています。また、一方通行型社会から資源を有効活用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行が世界の潮流となっています。

今後は、現行の取組を継続していくとともに、食品ロス削減やプラスチックの資源化、廃棄物の広域処理、循環経済への移行など、市だけでは対応できない、さまざまな課題等について、市民や事業者、団体、一部事務組合、自治体などとの連携を強化し取組を推進することで資源循環型社会の構築を目指していきます。

⁴¹ 食品ロス：売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されてしまう食品のこと。

令和12(2030)年に向けた目標（ありたい姿）

- 市民や事業者がごみの排出量や処理の課題を理解し、日常生活や事業活動の中で排出抑制に取り組む意識が定着しています。
- 市民や事業者が食品ロスやプラスチック資源の課題を理解し、協力店の利用やフードドライブ、マイバッグ・マイボトルの活用などを通じて、持続可能な消費行動が地域に根づいています。
- 地域資源の再活用や未利用資源の循環利用が進み、官民が連携した循環経済の実践により、環境と経済が調和したまちづくりが実現しています。

施策の基本方針と施策の柱

施策の基本方針	施策の柱
(1) 廃棄物の減量及び資源循環の促進	①ごみ減量化の促進 ②食品ロス削減の促進 ③プラスチックごみ削減の促進 ④循環経済の促進

施策の基本方針(1) 廃棄物の減量及び資源循環の促進

《現状》

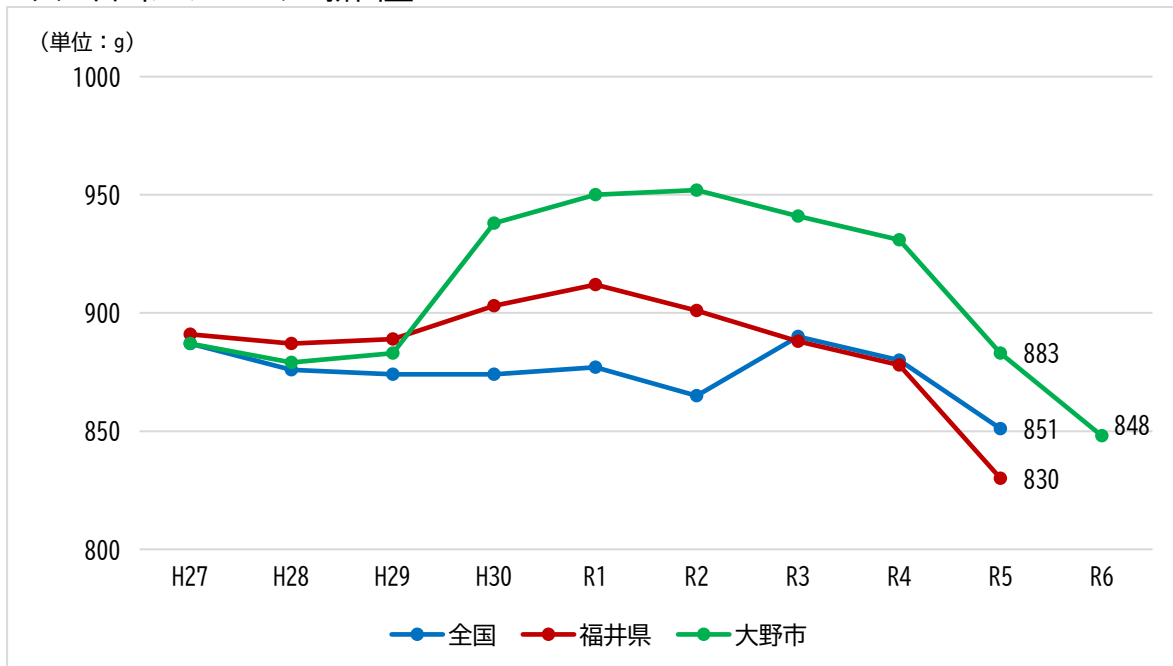
- 一般廃棄物の排出量の総量は減少傾向にあります。市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は令和 3（2021）年度以降減少しているものの、依然として国や県の平均を大きく上回っています。
- 令和 6（2024）年度よりプラスチック資源の分別回収を開始したものの、資源化率は従前と比較して若干の低下が見られますが、大きな変動は生じていない状況です。
- 食品ロスの削減に向けて、市では福井県民生活協同組合と連携し、余剰食品を回収して必要な方へ届けるフードドライブ⁴²に取り組んでいます。
- アンケート調査では、市民の「ごみ減量に向けた取組」に対する意識は、令和 2（2020）年度と比較して全体的に低下傾向にあります。
- 市は、ごみの減量と資源化の推進に向けて、講演会・見学会の開催、出前講座の実施、広報媒体を活用した情報発信などの啓発活動に取り組んでいます。
- 国が「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を国家戦略として位置付けたことを受け、本市では「大野市脱炭素ビジョン」や「おおの森づくりプラン」に基づき、森林資源の循環利用を中心とした関連施策を推進しています。

《課題》

- ✓ 市民の関心や生活実態に即した啓発活動を展開し、より身近で実践的な情報提供を通じて、ごみ減量への理解と行動を促す必要があります。
- ✓ フードドライブについて、市民への認知度向上と参加促進を図るとともに、事業所などにも主体的な参画を促し、地域全体で食品ロスの削減を進める必要があります。
- ✓ 市民への分別方法の周知徹底を図り、分別の精度を高めることで資源化率の向上につなげる必要があります。
- ✓ 森林資源の循環利用を継続的に推進するとともに、市内の未利用資源を活用した団体や事業者による循環経済の形成に資する取組を促進することで、地域資源の有効活用や新たなサービスの創出を図る必要があります。

⁴² フードドライブ：家庭などで余っている食料を持ち寄り、福祉団体などを通じて必要としている人や団体などに寄付する活動のこと。

1人1日当たりのごみの排出量



【出典】一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）、一般廃棄物の排出及び処理状況の結果（福井県）より市作成
 ※全国及び福井県の令和6年度数値は本計画改定時点で未公表



ビュークリーンおくえつでのごみ処理の現場を知る見学会



フードドライブの食品回収コーナー

《施策の柱・施策》

①ごみ減量化の促進

- ・ごみ処理の現状や課題に関する学習会など、市民や事業者がごみ排出量の削減効果に対する理解を深める取組を推進します。
- ・団体や事業者、関係機関と連携し、使い捨て製品の使用を「控える」「販売しない」などの、ごみを出さないライフスタイルや事業活動を促進します。
- ・市行政事務の電子化を推進し、文書のペーパーレス化に取り組みます。
- ・子育て世代同士の使わなくなった子育て用品の譲渡など、需要と供給が一致するリユース（再使用）の取組を促進します。
- ・ものを大切にすることを醸成するため、県が進める「まちの修理屋さん⁴³」の取組を市民に周知するとともに、市民ボランティアと連携し、「おくえつ おもちゃ病院⁴⁴」を定期的に開催します。
- ・家庭から排出されるごみの中でも大きな割合を占める紙ごみの分別を促進するため、広報媒体や各種講座を通じて啓発活動を行います。
- ・ごみの適正な排出を促すため、ごみカレンダーや公式LINEを通じて分かりやすく実用的な情報を発信するとともに、収集品目の通知や分別案内機能もLINE上で提供します。
- ・公共事業においてリサイクル資材の利用を推進します。
- ・使用済みパソコンを含む小型家電の適正な回収・再資源化を促進するため、市と連携する企業が提供する無料回収サービスについて、市民への周知を図ります。

②食品ロス削減の促進

- ・食品ロスの現状と課題に関する学習会など、市民や事業者が食品ロスの抑制効果に対する理解を深める取組を推進します。
- ・消費者教育や食育活動などの関係市民団体と連携し、食品ロス抑制のための普及啓発活動を推進します。
- ・「おいしいふくい食べきり運動⁴⁵」協力店の拡充を図るとともに、それらに関する情報発信などを通じ、市民が協力店を積極的に選択する機運の醸成を図ります。
- ・食品ロスの削減を図るとともに、地域の支え合いにもつながるよう、団体や事業者と連携して家庭で余った食品を必要とする人に届けるフードドライブの取組を推進します。

⁴³ まちの修理屋さん：地域の事業者が参加し、使用済製品の修理・再利用を通じて廃棄物の削減を目指す取組のこと。

⁴⁴ おくえつ おもちゃ病院：市民ボランティアが、壊れたおもちゃを無料で修理する活動のこと。

⁴⁵ おいしいふくい食べきり運動：県産食材の使用や料理の食べきり、残ってしまった料理の持ち帰りなど、家庭や飲食店で食品ロスを削減するための福井県の取組のこと。

③プラスチックごみ削減の促進

- ・プラスチック資源の分別の重要性や海洋プラスチック問題⁴⁶への理解を促すため、市民や事業者に向けて、廃棄物処理施設の見学会や出前講座などの分かりやすい学習機会の提供と、広報媒体による情報発信を通じて取組を推進します。
- ・使い捨てのプラスチック製容器包装・製品の使用削減を図るため、マイバッグやマイボトルなどの利用を促進します。
- ・事業者の再生素材やバイオプラスチック⁴⁷などの再生可能資源を使用した代替品の利用を促進します。
- ・市の物品購入などにおいて、再生素材やバイオプラスチックなどの再生可能資源を使用した代替品の購入を推進します。

④循環経済の促進

- ・市内の未利用資源を活用し、循環経済の推進に取り組もうとする団体や事業者の活動を情報発信やマッチング支援などを通じて促進します。
- ・企業と連携し、不用品の売買仲介サイトや情報掲示板サイトの周知を図ることで、売却や贈与による不用品のリユース（再使用）を促進します。
- ・市役所庁舎やトロン温浴施設うらら館などで薪や木質ペレットの活用を継続します。《再掲》
- ・未利用資源である、もみ殻の市内での有効活用策を検討します。
- ・木質バイオマス発電所での間伐材活用を促進するため、林業事業者の活動を支援します。《再掲》
- ・廃棄物処理業者と連携し、地域の社会奉仕活動で出た剪定くずなどを受け入れ、木質バイオマス発電所の燃料として有効活用する取組を推進します。《再掲》
- ・間伐や主伐後の再生林による森林吸収源対策に取り組むとともに、森林経営や省エネ設備などを通じたJ-クレジット制度の取組を推進します。《再掲》

⁴⁶ 海洋プラスチック問題：自然界で分解されにくいプラスチックが海に流れ出し、海流や波、風によって世界の海に広がり、海の生態系に大きな影響を与えている問題のこと。

⁴⁷ バイオプラスチック：微生物によって生分解される「生分解性プラスチック」及びバイオマスを原料に製造される「バイオマスプラスチック」の総称のこと。

《主体別行動指針》

行動	市民	事業者	団体
すぐにごみになってしまうようなものは、できるだけ買わない・もらわない・作らないように心掛けましょう。	○	○	○
紙製の空箱やはがきなどの「雑がみ」は、紙袋にまとめて古紙類の日に出しましょう。	○	○	○
フードドライブへの参加や食品の食べきり・使い切りを心掛け、食品ロスの削減に取り組みましょう。	○	○	
マイバッグやマイボトルを持参し、レジ袋や使い捨てのプラスチックは受け取らないようにしましょう。	○	○	
不用品は捨てる前に、売買仲介サイトや情報掲示板サイトを活用して必要とする人を探しましょう。	○	○	○

《数値目標》

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和6年度	目標値 令和12年度	設定の意図
1人1日当たりのごみの排出量	950g	848g	828g	廃棄物の減量化・資源化が進んでいるかを測る指標で、排出量の削減を目指します。
ごみの資源化率	21.9%	20.1%	31.0%	ごみの資源化の状況を測る指標で、資源化率の増加を目指します。
食品ロスの発生量	898.5t	1,028.8t	627.2t	市内の食品ロスの発生状況を測る指標で、発生量の減少を目指します。
不用品の再利用サービスの市民の利用件数（累計）	0件	14件	100件	市民の不用品再利用の取組状況を測る指標で、市の連携企業による不用品再利用サービスの市民利用件数（累計）の増加を目指します。
「大野はリサイクルなどの環境の取組がさかんである」と感じている市民の割合〔市民アンケートに基づく主観指標※〕	—	23.9%	26.3%	「大野のリサイクルなどの環境取組状況」に対する市民の主観的な受け止め方を測る指標で、肯定的に受け止めている市民の割合の増加を目指します。

※市民アンケートに基づく主観指標は、毎年度の測定には拠らず、相応の間隔を設けて測定します。

《環境管理項目》

環境管理項目	説明
一般廃棄物処理量	広域ごみ処理施設「ビュークリーンおくえつ」で処理する1年間の市内の一般廃棄物処理量
集団回収量（スーパー回収量等を含む）	団体が古紙類等資源化を目的に回収した量
資源化量	ビュークリーンおくえつ等で資源化されるごみの量
再生資源を活用した市発注工事の件数	市発注工事において、建設資材等について利用した1年間の工事件数（工事施工者等の自主的利用含む。）
「おいしいふくい食べきり運動」協力店の数	「おいしいふくい食べきり運動」協力店として登録している店舗数
ごみ減量や分別方法などに関する講座等の実施回数（参加人数）	3Rやプラスチックごみ、食品ロス等に関する講座や研修会の実施回数（参加人数）

【コラム】シェアリングエコノミー～資源を共有する新たな経済の仕組み～

「シェアリングエコノミー」とは、個人や企業が保有するモノ、場所、スキルなどの資源を、他者と共有・提供する新たな経済の仕組みです。第六次大野市総合計画後期基本計画でも計画推進の基本的視点として位置付けており、環境基本計画に掲げる「循環型社会の構築」に向けた有効な手段の一つとされています。

この仕組みを地域社会に取り入れることで、不要品の廃棄を抑制し、再利用や再流通を促進できます。例えば、本市を含む全国の自治体と連携して展開されているリユース品の売買仲介サービス「おいくら」は、家庭で使われなくなった家電や家具を複数の事業者へ査定依頼でき、資源の再循環を促す有効な仕組みです。

また、地域住民同士が不要品を譲り合うことができる掲示板サイト「ジモティー」は、地域内での資源共有を促進し、廃棄物削減につなげる取組として注目されています。

さらに、食品ロスの削減を目的とした「フードドライブ」の取組もシェアリングエコノミーの一環であり、家庭で余った未開封食品を集め、必要とする人々や福祉施設に提供することで、廃棄物削減と地域福祉向上を両立させています。

これらの取組は、「結の故郷 越前おおの」の助け合い・支え合いの心にも通じるものであり、シェアリングエコノミーの普及を通じて、市民一人一人が資源の価値を再認識し、環境意識を高めることが期待されます。市は、今後も、情報提供やマッチング支援などを通じ、循環型社会の構築に向けた取組を着実に進めていきます。



【出典】市作成

基本目標 4 快適な生活環境の保全



大気・水・土壌などを良好な状態に保ちつつ、歴史的、文化的遺産や自然景観に囲まれた、安全・安心で快適に暮らせる生活環境を目指します。

《基本目標の意図》

大野市は、豊かな自然と歴史的な街並みが調和した良好な生活環境が形成されており、この環境を次世代へと引き継いでいくことが重要です。

公害については、法律や規制による抑制や社会的責任感の高まりなどを背景に、近年は市民に深刻な環境被害や健康被害などを及ぼすような大規模な公害は確認されておらず、市民からの苦情についても総じて減少傾向にあります。

一方で、騒音や空き地の雑草繁茂など、日常生活や身近な事業活動に関する苦情や生活トラブルの割合が高まっています。市民のライフスタイルの多様化などにより、従来の公害関係の法令では解決できない生活環境に係る苦情への対応が求められています。

市内には優れた自然景観が形成されている地域が多数存在しており、市街地中心や周辺は落ち着いた歴史を感じさせる景観が形成されています。このような景観を保全し形成するため、平成 19（2007）年に大野市景観計画を策定し景観形成を積極的に進めてきました。特に、七間通り、五番通り、寺町通り周辺を「景観形成地区⁴⁸」に指定し、景観づくり協定に沿う建物などの外観の修景への支援を行っています。

また、市内に存在する多数の公園は、居心地の良い環境空間の維持にも重要な役割を果たしており、今後も適切な管理を通じて快適な生活環境を維持することが必要です。

さらに、人口減少や高齢化の進行により管理不全の空き家が増加しています。放置された空き家は、地域の安全性を損なうだけでなく、街並みを途切れた状態にすることから発生を抑制するための対策が必要です。

良好な生活環境・景観を維持し、市民生活の保全と歴史的・文化的遺産の保存を促進していくため、市民一人一人の意識を高め、地域全体で持続可能な生活環境を保全する取組を進めていきます。

⁴⁸ 景観形成地区：良好な景観を守り育てるため、特に景観づくりが重要と認められた地域を指定した区域のこと。現在、七間通り、五番通り、寺町通りの3地区が指定されており、この地区で建物などを建てる時は、景観法と大野市景観条例に基づく届出が必要。

令和12(2030)年に向けた目標（ありたい姿）

- 市民や事業者、行政が連携し、法令遵守と自主的な環境配慮が定着することで、公害の未然防止と環境負荷の低減が継続的に図られています。
- 地域住民や団体による環境美化活動が活発に行われ、公共空間の清潔さと快適さが保たれ、市民の環境意識と地域への愛着が高まっています。
- 不法投棄や野外焼却の危険性や違法性に対する理解が深まり、監視体制と啓発活動の強化により、環境犯罪の未然防止と再発防止が実現されています。
- 空き家の適正管理や歴史的建造物の保全、文化的景観の維持が進み、快適で安心な生活環境の保全につながっています。

施策の基本方針と施策の柱

施策の基本方針	施策の柱
(1)公害の防止	①公害発生防止 ②環境美化活動の促進 ③野外焼却、不法投棄の防止
(2)良好な景観形成及び歴史的、文化的遺産の保存	①良好な景観形成 ②歴史的、文化的遺産の保存 ③公園や空き家、空き地の適正管理の促進

施策の基本方針(1) 公害の防止

《現状》

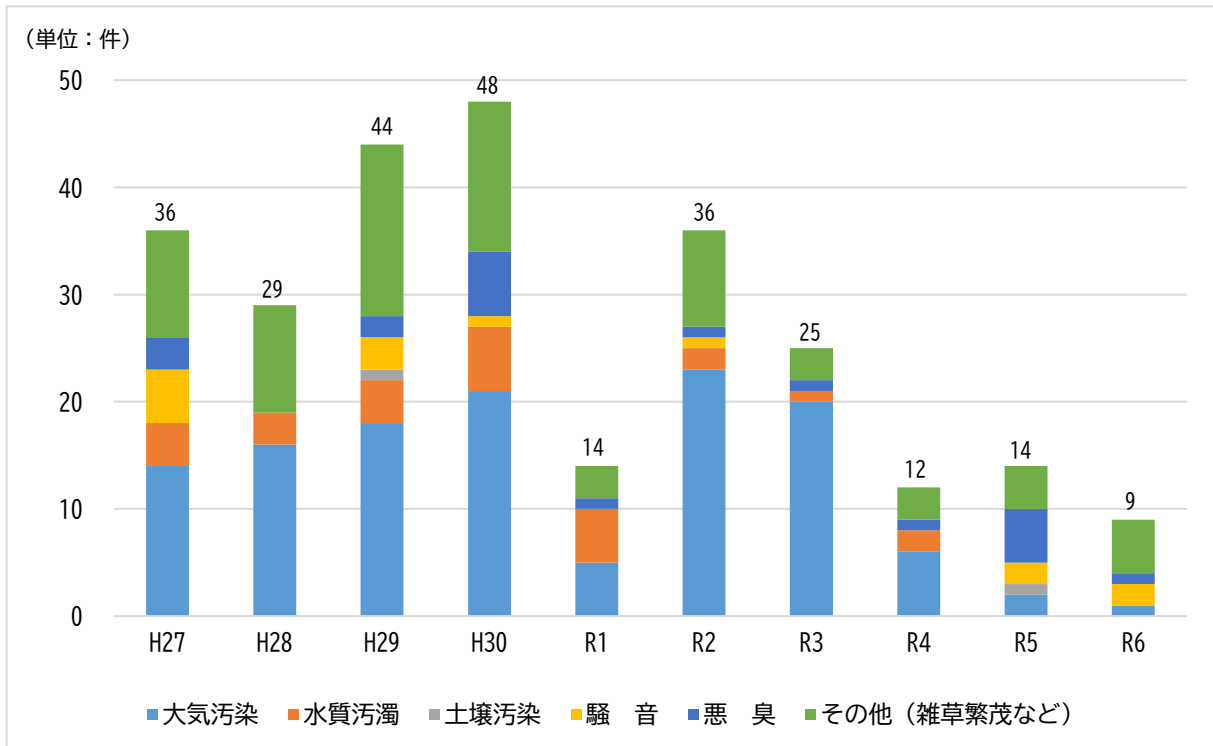
- 市内で大規模な公害被害は確認されておらず、公害に関する苦情件数も全体的に減少傾向を示しており、生活環境は概ね良好に維持されています。
- その中でも違法な野外焼却に関する苦情は依然として多く、近年では騒音や雑草繁茂などの生活型公害に関する苦情の割合が高まっています。
- 河川の水質は、県の常時監視に加えて、市独自の水質調査も実施しており、いずれの河川においても市の目標を概ね満たしています。地下水の水質調査についても、市内41地点で実施しており、水道水質基準を概ね満たしています。
- 市は県と連携し、法令や条例に基づき、事業活動による公害の防止対策や環境基準の監視、工場排水などの検査を実施しています。
- 河川や用排水路、道路、公園などの施設周辺は、清掃奉仕が地域住民によって行われているものの、高齢化により活動が困難になっている地域もあります。
- 環境汚染未然防止のためのパトロールを実施しているものの、違法な野外焼却や不法投棄が続いています。
- 水洗化率⁴⁹は上昇傾向にありますが、公共下水道区域で4割、合併処理浄化槽区域で3割となっています。

《課題》

- ✓ 幅広い公害に対して、発生時には県や関係機関と連携し、法令や条例に基づいて適切かつ迅速に対応できる体制を準備しておく必要があります。
- ✓ 騒音や雑草繁茂などの生活型公害に対し、市民が近隣住民を思いやり環境に配慮した生活ができるように促すための指導や啓発活動に取り組む必要があります。
- ✓ 違法な野外焼却や不法投棄が後を絶たないため、関係機関との監視体制の強化や、違法性の普及啓発などの対策をとる必要があります。
- ✓ 環境美化活動への若い世代の参加意識を向上させるため、啓発を行う必要があります。
- ✓ 健全な水環境形成に関する市民の意識を育み、水洗化率の向上を図る必要があります。

⁴⁹ 水洗化率:公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などで汚水処理をしている人口を、市の総人口で割って求めた割合のこと。汚水処理がどの程度進んでいるかを示す数値で、この値が高いほど適切に処理が行われていることを意味する。

公害の苦情処理件数



【出典】市作成



違法な野外焼却



不法投棄

《施策の柱・施策》

①公害発生防止

【法令遵守の徹底】

- ・ 県と協力し、各種法令や大野市環境保全条例に基づき、規制の対象となる工場や事業所などに立ち入り検査を行うとともに、ばい煙や粉じん、汚水などの排出基準の遵守について指導を実施します。
- ・ 新たに大規模な店舗や工場などが立地される際には、各種法令に基づく届出制度により事前協議を行い、公害を未然に防止します。
- ・ 企業誘致などに際し、各種法令の規制を上回る自主的な基準や報告などを求める公害防止協定を締結するなど、環境負荷の低減を図ります。
- ・ 規制対象とならない中小規模の事業者も含めて、事業者に対し、各種法令に定める排出基準や届出の制度を周知するとともに、事業者が行う環境負荷軽減の取組を支援します。
- ・ 騒音や雑草繁茂などの生活型公害に対し、近隣住民を思いやり環境に配慮した生活ができるように促すための指導や啓発活動を実施します。

【きめ細かい監視と情報提供】

- ・ 環境基準への適合状況を把握するため、河川や地下水の水質検査を継続して実施するとともに、自動車騒音の測定を定期的を実施します。
- ・ 大気や河川の状況などの環境に関する情報を収集し、市民や市民団体、事業者に対し情報提供します。
- ・ 県と協力し、引き続き、法令による規制対象事業者の現状把握に取り組みます。
- ・ 汚染などの発生時の対応を適切に実施するため、県や関係者との連携、連絡体制の維持及び強化に取り組みます。
- ・ 環境施策の取組状況や公害発生状況を環境保全対策審議会に毎年報告し、意見をもとに施策を見直し対策を講じるとともに、報告内容を年次報告書として公開します。

【生活雑排水対策の推進】

- ・ 効率的で安定した汚水処理事業を進めるため、農業集落排水処理施設や浄化センターの最適化と、各施設の計画的な更新を実施します。
- ・ 市民に水質保全の重要性を伝え、公共下水道への加入や合併処理浄化槽の設置を促進します。

【化学物質の適正管理の促進】

- ・ 農薬や肥料などの適正管理や適正使用を周知啓発するとともに、環境負荷の少ない環境調和型農業を促進します。
- ・ 化学物質を使用する事業者を把握するとともに、有害な化学物質に関する情報の収集と提供に取り組みます。

②環境美化活動の促進

- ・ 住民団体などが取り組む河川や用排水路、道路、公園などの環境美化活動や、地域での資源回収活動などを支援します。
- ・ 県や近隣自治体などと連携して河川の一斉清掃を実施するなど、市民の参加機運の醸成を図った取組を促進します。

③野外焼却、不法投棄の防止

- ・ 海洋プラスチック問題などの不法投棄されたごみが環境へ及ぼす影響や、ダイオキシン類⁵⁰の発生などの野外焼却の危険性について普及啓発を推進します。
- ・ 不法投棄と野外焼却が犯罪行為であることやごみの適正処理方法を周知するなど、不法投棄及び野外焼却の未然防止を推進します。
- ・ 地域住民を環境監視員に委嘱し、不法投棄防止に対する人材を育成します。
- ・ 環境監視員のほか、県や近隣自治体と連携した環境パトロールの実施により、不法投棄の早期発見に取り組みます。
- ・ 不法投棄が多発している箇所には、地域住民との協力体制を構築し、監視や情報提供などの防止体制を強化するとともに、監視カメラや禁止看板を設置するなど、再発防止に取り組みます。
- ・ 警察や消防などと連携し、野外焼却又は不法投棄の行為者の特定や行為に及んだ原因の究明などにより、再発防止策を検討します。

⁵⁰ ダイオキシン類:ごみの焼却などの過程で意図せずに生成される有機塩素化合物で、極めて微量でも毒性が強く、環境中に広く存在し、脂肪に蓄積しやすい性質を持つ物質のこと。

《主体別行動指針》

行動	市民	事業者	団体
騒音や雑草の放置など、日常生活からの迷惑を防ぎ、周囲にやさしい暮らしを心掛けましょう。	○		
工場や店舗では法令を守り、排水や排気を適切に管理して環境負荷を減らしましょう。		○	
公共下水道への加入や合併処理浄化槽の設置を行いましょう。	○	○	○
地域の社会奉仕活動や資源回収等に積極的に参加しましょう。	○	○	○
ごみの野外焼却や不法投棄は絶対に行わず、正しい処理を徹底して環境を守りましょう。	○	○	
不法投棄や環境の異変を見かけたら、地域や行政に知らせ、早期対応につなげましょう。	○	○	○

《数値目標》

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和6年度	目標値 令和12年度	設定の意図
水質基準を達成した河川の数	11 河川	11 河川	11 河川	河川水質の状態を測る指標で、県及び市が水質検査を実施する 11 河川が環境基本計画に定める水質水準を継続的に満たすことを目指します。
水洗化率	44.1%	49.9%	57.7%	良好な生活環境の確保と水質保全が推進されているかを測る指標で、水洗化率の上昇を目指します。
「自宅近辺の騒音や悪臭に悩み」を感じていない市民の割合 [市民アンケートに基づく主観指標※]	—	69.5%	76.4%	「自宅近辺の騒音や悪臭の悩み」に対する市民の主観的な受け止め方を測る指標で、「悩みを感じていない」と受け止めている市民の割合の増加を目指します。

※市民アンケートに基づく主観指標は、毎年度の測定には抛らず、相応の間隔を設けて測定します。

※環境基本計画で定める対象河川及び水質基準

対象河川	水質基準	
	生物化学的酸素要求量(BOD) ⁵¹	溶存酸素量(DO) ⁵²
九頭竜川 (目標類型 AA 類型)	1 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上
真名川 (目標類型 AA 類型)	1 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上
清滝川 (目標類型 AA 類型)	1 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上
赤根川 (目標類型 AA 類型)	1 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上
大納川 (目標類型 AA 類型)	1 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上

⁵¹ 生物化学的酸素要求量(BOD):河川や排水、下水などの汚濁の程度を示す代表的な指標の一つで、水中の有機物質が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量のこと。

⁵² 溶存酸素量(DO):水中に溶け込んでいる酸素の量であり、水生生物の呼吸や水域の自浄作用に不可欠な指標で、水質の良否を判断する重要な要素のこと。

石徹白川（目標類型 AA 類型）	1 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上
新堀川（目標類型 A 類型）	2 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上
木瓜川（目標類型 A 類型）	2 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上
善導寺川（目標類型 A 類型）	2 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上
縁橋川（目標類型 B 類型）	3 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上
中野用水（目標類型 B 類型）	3 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上

《環境管理項目》

環境管理項目	説明
大気汚染に係る環境基準の達成率	1年間の大気汚染測定結果について、地点及び項目ごとの測定結果が環境基準を満たした回数の全測定回数に占める割合
大気汚染防止法に基づく特定施設等の設置数	大気汚染防止法に基づく届出（新設）のあった、ばい煙発生施設や特定施設等の設置数
水質汚濁に係る環境基準の達成率（河川）	1年間の公共用水域の水質検査結果について、地点及び項目ごとの測定結果が環境基準を満たした回数の全測定回数に占める割合
水質汚濁防止法に基づく特定施設等の設置数	水質汚濁防止法に基づく届出（新設）のあった、特定施設等の設置数
公共下水道加入人口（区域内）	公共下水道に接続し、使用している人口
農業集落排水加入人口（区域内）	農業集落排水に接続し、使用している人口
合併処理浄化槽設置人口（区域内）	合併処理浄化槽を設置し、使用している人口
地盤沈下量	水準測量結果に基づく市内各地の地盤沈下変動量
騒音規制法に基づく特定工場、特定建設作業届出の件数	騒音規制法に基づき、特定工場及び特定建設作業として届出された件数
振動規制法に基づく特定工場、特定建設作業届出の件数	振動規制法に基づき、特定工場及び特定建設作業として届出された件数
悪臭に係る特定施設の届出件数	福井県公害防止条例に基づき、悪臭に係る特定施設として新たに届出された件数
公害防止協定 ⁵³ の締結数	福井県公害防止条例及び大野市環境保全条例等に基づき、大野市と公害防止協定を締結した工場、事業場数（累計）
典型7公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）に係る苦情処理の件数	1年間の公害苦情処理件数の中で、典型7公害に関する処理件数
典型7公害以外の公害に係る苦情処理の件数	1年間の公害苦情処理件数の中で、典型7公害以外の公害に関する処理件数
PRTR届出 ⁵⁴ 事業所数、届出排出量	PRTR制度に基づき、第一種指定化学物質の排出量について、市内で届出をした事業所数と、その1年間の排出量
市の支援を受けて環境美化に努める団体の活動回数	道路・河川の清掃や手入れなどを行う地域団体の活動を支援し、地域の団体が実施する社会奉仕活動の回数
環境パトロールの実施日数	不法投棄物の発見等を目的に市内を巡回した年間実施回数

⁵³ 公害防止協定：公害防止の手段として、地方公共団体又は住民と企業との間で締結される協定のこと。

⁵⁴ PRTR届出：有害性が疑われるような化学物質を製造・使用・排出している事業者が、環境中への排出量と廃棄物処理のために事業所の外へ移動させた量を国に届出し、国はその集計結果を公表する制度のこと。

施策の基本方針(2) 良好な景観形成及び歴史的、文化的遺産の保存

《現状》

- 市は、景観計画に基づき大野らしい景観を後世に引き継いでいくため、良好な景観形成を進めています。
- 市域は、南六呂師エリアの星空、荒島岳、九頭竜川水系や湧水地などの豊かな自然景観が広がっています。特に、南六呂師エリアでは、「星空保護区®」の認定を受けて、体験型観光や商品開発を通じた誘客が積極的に進められています。
- 市内には高齢化や担い手不足により手入れが行き届かない農地や森林が見られ、自然景観を損なう一因となっています。
- 市内には多くの指定文化財や伝統芸能が存在し、保護や継承が進められてきましたが、担い手や管理者の高齢化や減少により、保全継承が困難になりつつあります。
- 都市公園施設は、老朽化が進み、維持管理費が増加しています。
- 人口減少や単身高齢世帯の増加などによる空き家の増加が懸念されており、管理不全な空き家も見受けられます。

《課題》

- ✓ 景観形成地区において住民の景観に対する意識を高め、景観づくりを継続して取り組む必要があります。
- ✓ 南六呂師エリアにおける暗い自然の夜空を維持するとともに、市域全体で光害防止や節電に対する意識を高めていく必要があります。
- ✓ 住民主体の農地の維持管理や環境美化活動など、農山村の景観形成に向けた活動を促進していく必要があります。
- ✓ 伝統文化の継承や文化財の維持管理のための取組を進める必要があります。
- ✓ 将来のあり方を見据えた都市公園施設の長寿命化を推進していく必要があります。
- ✓ 所有者や相続人などの意識を高め、空き家の発生を抑止するとともに、優良な空き家の所有者に対し、空き家の利活用を促す必要があります。



景観形成地区である寺町通り



星空保護区®に認定された南六呂師エリア



国指定文化財（建造物） 旧橋本家住宅



地域住民による公園の清掃活動

第1章
基本的な考え方

第2章
環境像と施策の体系

第3章 分野別施策
基本目標1
自然との共生社会の形成

第3章 分野別施策
基本目標2
脱炭素型社会への移行

第3章 分野別施策
基本目標3
循環型社会の構築

第3章 分野別施策
基本目標4
快適な生活環境の保全

第3章 分野別施策
基本目標5
総合的な取組の推進

第4章
進化管理と推進体制

資料

《施策の柱・施策》

①良好な景観形成

【街並み景観の保全】

- ・景観形成地区において大野らしい景観を後世に引き継いでいくため、制度の周知や各地区のまちづくり協定に基づく建築物の外観改修などを支援します。
- ・街並みや周辺景観と調和するよう、屋外広告物の規制基準の適正化を進めるとともに、制度の周知やデザインコントロール⁵⁵などの助言を行います。
- ・七間通りについて、歩行者の安全を確保するとともに、快適な道路空間となるよう再整備します。整備に当たっては、まちなか観光にふさわしい景観となるよう配慮します。
- ・景観に大きな影響を及ぼす一定規模以上の建築行為や開発行為について、事前相談及び景観法に基づく届出により規制・誘導を図ります。

【自然景観の保全】

- ・登山道やキャンプ場など、利用者が快適に自然とのふれあいを楽しめるよう、施設の維持管理に努めます。《再掲》
- ・ホームページやSNS、広報紙など、さまざまな媒体を活用し、環境学習や自然景観、文化財などに関する情報を発信します。《再掲》
- ・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業を活用し、住民による農用地や用排水路の維持、農山村の景観形成などの取組を促進します。《再掲》
- ・景観に大きな影響を及ぼす一定規模以上の建築行為や開発行為について、事前相談及び景観法に基づく届出により規制・誘導を図ります。《再掲》

【星空景観の保全】

- ・星空保護区⁶に認定された南六呂師エリアの暗い自然の夜空を維持するため、大学と連携し、夜空の明るさ調査を実施します。
- ・市民への光害の啓発活動を行い、節電や光害に配慮した屋外広告物・照明の設置を促進するとともに、公共施設での光害対策を推進します。
- ・節電や光害に対する意識を高めるため、家庭や事業所に対してライトダウンキャンペーンなどを通じた消灯や節電の呼びかけを推進します。《再掲》

【公共施設の景観整備】

- ・大規模行為の届出が必要な公共施設の整備や改修に際しては、周辺景観との調和などを考慮して整備などに取り組みます。
- ・公園施設の維持管理や保全型メンテナンス、計画的な修繕・更新を通じて、都市公園施設の適正化と長寿命化を推進します。

⁵⁵ デザインコントロール：地域の特性に合った良好な景観をつくるため、広告物の形や材質、色などについて助言や指導を行うこと。

②歴史的、文化的遺産の保存

- ・市内に所在する国や県、市指定などの文化財を良好な状態で後世に継承するため、所有者や管理者の負担軽減を図ります。
- ・文化財の価値と魅力を見出し、その保存と活用、情報発信を通して、人づくりやまちづくりに生かしていきます。
- ・開発行為に当たっては遺跡の有無を確認するとともに、その影響が遺跡に及ぶ場合は、発掘調査を実施し、埋蔵文化財の保護を推進します。
- ・地域の伝統行事や伝統芸能を「おおの遺産⁵⁶」に認証するとともに、遺産の保存団体の保存活動や後継者育成活動を支援します。
- ・文化財を保存継承するため、新たな文化財の発掘に努め、指定文化財などへの指定を図ります。
- ・子どもたちが地域の伝統芸能を学び、披露する機会を創出します。
- ・博物館などにおいて、展示や講座、講演会などを開催し、郷土の成り立ちや文化財、伝統文化に対する市民の理解を深めます。
- ・ホームページやSNS、広報紙など、さまざまな媒体を活用し、環境学習や自然景観、文化財などに関する情報を発信します。《再掲》

③公園や空き家、空き地の適正管理の促進

- ・公園施設の維持管理や保全型メンテナンス、計画的な修繕・更新を通じて、都市公園施設の適正化と長寿命化を推進します。《再掲》
- ・河川維持管理支援や公園清掃業務の委託を通じて、地域住民や団体などによる河川や用排水路、道路、公園の環境美化活動を促進します。
- ・住宅や空き家の所有者が、家の将来について考え、空き家の利活用や除却などを早期に決断し、行動に移せるよう支援するとともに、管理不全な空き家の適正管理や除却を促進します。
- ・まちなかの空き家や空き店舗の活用によるにぎわいづくりを支援します。
- ・優良な空き家の所有者に対して、空き家情報バンク⁵⁷への登録を促し、空き家の利活用を促進します。
- ・定期的な草刈りなど空き地の適切な維持管理を啓発するとともに、不良状態にある空き地の所有者に対し、必要な指導及び助言を行います。

⁵⁶ おおの遺産：地区や集落などに古くから伝わり、次世代に継承することが必要な年中行事や伝統芸能、風習などの文化遺産を、結の故郷伝統文化として認証する制度のこと。

⁵⁷ 空き家情報バンク：売却・賃借が可能な市内にある「空き家」の情報を所有者から募集し、その情報を市内外の購入・借入希望者に提供する制度のこと。

《主体別行動指針》

行動	市民	事業者	団体
周囲の景観と調和のとれた建物や屋外広告物の設置を心掛けましょう。		○	
近隣と声をかけ合い、不要な照明を控えて、星空をみんなで守りましょう。	○		○
歴史や文化、文化財に関心を持ち、それらの保存・伝承・活用の取組を行ったり参加したりして、大切に守り育てましょう。	○		
地域の美化活動に参加し、景観づくりに取り組みましょう。	○	○	○
周囲に悪影響を及ぼさないよう、空き家を適正に管理しましょう。	○	○	○
将来的に空き家になりそうな家の処分や利活用の方針を、早くから考えましょう。	○		

《数値目標》

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和6年度	目標値 令和12年度	設定の意図
管理不全空家等 ⁵⁸ と特定空家等 ⁵⁹ の除却数(累計)	一件 (累計6件)	一件 (累計17件)	10件 (累計27件)	市が定める危険な空き家の状況を測る指標で、危険な空き家の減少(除却数の増加)を目指します。
「大野には自慢できる都市景観がある」と感じている市民の割合 [市民アンケートに基づく指標※]	—	33.3%	36.7%	「大野の都市景観に対する誇り」に対する市民の主観的な受け止め方を測る指標で、肯定的に受け止めている市民の割合の増加を目指します。

※市民アンケートに基づく主観指標は、毎年度の測定には抛らず、相応の間隔を設けて測定します。

《環境管理項目》

環境管理項目	説明
景観形成地区の指定面積	都市景観条例に基づき指定された景観形成地区の面積の総数(累計)
景観誘導の件数	都市景観条例に基づく都市景観形成地区内の届出行為や、大規模建築物等の届出行為について、良好な景観の保全あるいは創造に向けて誘導を行った件数
指定文化財等の点数	国、県、市により指定された文化財の総数(累計)
埋蔵文化財の確認件数	市内で確認された埋蔵文化財件数の総数(累計)
おおの遺産の認証件数	おおの遺産に認証された文化遺産の総数(累計)
都市公園の整備面積	都市計画法に基づき整備された公園において供用が開始されている公園の総面積(累計)

⁵⁸ 管理不全空家等:適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等のこと。

⁵⁹ 特定空家等:そのまま放置すれば倒壊などの著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと。

【コラム】 感覚公害 ～暮らしに影響を与える新たな課題～

市民の生活環境への関心の高まりに伴い、「感覚公害」への対応が重要な課題となっています。感覚公害とは、騒音、悪臭、振動、光害など、人の感覚に不快感を与える環境要因による公害であり、数値化が難しく、感じ方に個人差が大きい点が特徴です。

「騒音」は事業活動に伴う事例が多く、環境保全条例などで定める「デシベル（dB）」の基準値をもとに、必要に応じて職員が測定を行い対応しています。また「悪臭」は家庭や事業所からの排出物、「振動」は建設作業などが主な原因であり、いずれも生活の快適性を損なうだけでなく、睡眠障害やストレスなどの健康への影響も懸念されます。

近年、市内では、景観の悪化や煙による悪臭など、生活環境に影響を与える「雑草繁茂」や「野焼き」に関する相談が多く寄せられています。これらは直接的には感覚公害に含まれませんが、害獣・害虫の発生や火災リスクを招くため、地域住民による除草活動や、法律に基づく野焼き禁止など、地域全体での予防と啓発が求められます。

今後は、市民の理解と協力を得ながら、未然防止と啓発活動を強化することが重要です。市は、条例や制度に基づき、相談や通報に対応するとともに、近隣住民への思いやりと配慮を呼びかけ、協働による公害防止に努めていきます。



市民一人ひとりの理解と協力が大切

【出典】市作成

持続可能な社会の担い手を育む教育や、市民協働による地域の特性を生かした環境学習や自然環境保全の取組を推進するとともに、環境に関する情報の収集と共有化を推進します。

《基本目標の意図》

地球温暖化やごみ削減、地域の自然環境の保全などの環境課題を解決し、持続可能な社会を実現するためには、市民一人一人が環境問題を正しく理解し、次世代を見据えた行動をとることが不可欠です。

このため、学校教育・社会教育・企業研修など、あらゆる場においてESD（持続可能な開発のための教育）を推進し、SDGsの視点を取り入れた学習や研修を進めることで、持続可能な社会を担う人材の育成を図ることが重要です。

学校教育では、令和2（2020）年度から実施されている学習指導要領に「持続可能な社会の創り手の育成」が明記されています。本市は小中学校ごとに環境教育計画を策定し、総合的な学習時間を活用し、自然体験や環境学習を計画的に実践しています。その結果、小学校での環境教育の実施時間は、令和元（2019）年度において平成22（2010）年度と比べて約6倍に増加しており、今後も継続的な取組が必要です。

社会教育においては、自然体験活動や美化活動、市民団体による湧水地保全や森づくりなど、市民主体の取組が展開されてきましたが、人口減少や少子高齢化の進行により、活動の縮小が懸念されています。

企業研修においては、脱炭素や省エネルギーなどの事業活動に直結する課題を取り入れることで、持続可能な経営の推進につなげていくことが求められています。

今後は、市民、学校、団体、事業者、行政など、あらゆる主体が連携することで、相互の力を発揮し、相乗効果を生む取組が必要です。

さらに、市民や事業者の自主的な行動を促すためには、環境に関する情報を分かりやすく提供し、必要とする人々に届くよう、SNSなどを活用した効果的な情報発信を進めることが重要です。

令和12(2030)年に向けた目標（ありたい姿）

- 学校教育や社会教育、地域づくり活動を通じて、子どもから大人までが環境課題への理解を深め、身近な行動に積極的に取り組んでいます。
- 地域住民、企業、大学、学校、行政などが連携し、それぞれの強みを活かしながら、環境保全や地域課題の解決に向けた協働の取組が着実に進められています。
- 環境に関する情報が適切に収集・整理され、さまざまな媒体を通じて分かりやすく発信されるとともに、市民や関係者の声を活かしながら、施策の改善と充実が図られています。

施策の基本方針と施策の柱

施策の基本方針	施策の柱
(1)総合的な環境対策	①持続可能な社会を支える人材の育成 ②多様な主体との協働・連携の推進 ③環境情報の収集と共有化

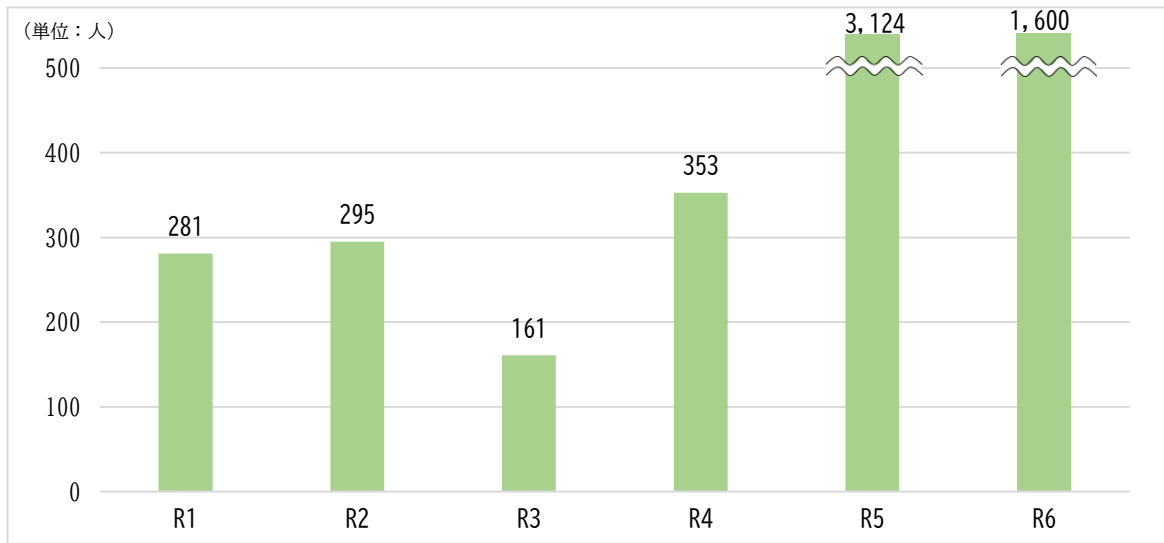
《現状》

- 小中学校や高校では、SDGsの視点を取り入れた環境学習やボランティア活動が積極的に展開されています。これらの学習や活動の成果として、福井県主催のコンテストなどで優秀な成績を収める学校も見られます。
- 市は、公民館や生涯学習センターなどで環境学習を開催しています。
- 市は、団体や関係機関と連携し、自然体験会を開催するとともに、小中学校や公民館での環境学習に環境アドバイザーを派遣する取組を進めています。
- 各地区で、住民主体の地域運営や地域づくり活動が行われており、環境分野における地域課題解決に向けた取組も行われています。
- 市は、四つの大学と連携協定を締結し、水循環や星空保護の研究などに取り組んでいます。また、地域課題の解決に向けて複数の企業と連携協定を締結するとともに、SDGsに取り組む企業や団体を募り、連携に向けたマッチングを進めています。
- 市は、広報おおの、ホームページ、SNSなどを通じて、環境学習やごみなど、環境関連情報の発信に積極的に取り組んでいます。

《課題》

- ✓ SDGsの視点を取り入れた環境学習や各種活動を継続的に推進し、環境について自ら考え行動できる人材を育成していく必要があります。
- ✓ 生涯学習の場や地域づくり活動の機会を活かし、環境保全に寄与する人材の育成を進めていく必要があります。
- ✓ 環境アドバイザーの活用機会を一層充実させるとともに、その役割を担う人材の育成と裾野の拡大を図っていく必要があります。
- ✓ 市内外の企業や大学などとの連携を強化し、民間活力や専門的知見を活かして、環境課題の解決に向けた取組を推進していく必要があります。
- ✓ 市民や事業者などが必要とし、有用とされる情報を、適切な機をとらえて効果的に発信するとともに、受け手から寄せられる意見を施策や取組に反映させていく必要があります。

環境に関する出前講座等の受講者数



【出典】市作成

※令和5～6年度はプラスチック資源の分別回収開始に伴い出前講座等を集中的に実施したことにより、受講者数が例外的に多かった年度



環境アドバイザーと連携した星空観察会



事業者向けの脱炭素経営セミナー

《施策の柱・施策》

①持続可能な社会を支える人材の育成

- ・小中学校ごとに環境教育計画を作成し、SDGsの視点を取り入れた環境学習を推進します。
- ・地域住民との連携による「コミュニティ・スクール⁶⁰」を推進し、こどもたちが身近な地域の環境を体感し、環境活動を主体的に実施できるよう支援します。
- ・環境アドバイザーや団体、関係機関と連携し、自然体験会や環境学習などの機会において、より環境への理解を深めるプログラムを提供します。《再掲》
- ・本願清水イトヨの里や越前おおの水のがっこうを拠点に、生物多様性や健全な水循環の視点から、自然の恵みの重要性を考える学習機会を提供します。《再掲》
- ・公民館や生涯学習センターで環境学習を推進します。
- ・森林や木に触れる体験活動など、森林環境教育や木育イベントを推進します。《再掲》
- ・こどもたちが地域の伝統芸能を学び、披露する機会を創出します。《再掲》
- ・性別や年齢、業種などの多様な背景を踏まえて、それぞれのニーズや関心に合わせた環境学習や出前講座を推進します。
- ・関係機関と連携し、専門的な学習機会を提供する中で次世代を担う環境アドバイザーを育成します。
- ・住民主体の地域活性化や課題解決に向けた取組を支援するとともに、若者を含む多世代の参加を促進し、環境保全活動への担い手の育成を進めます。
- ・事業者が脱炭素経営を進めることで持続可能な経営につなげられるよう、ニーズに応じた具体的な講座を通じて取組を支援します。《再掲》

②多様な主体との協働・連携の推進

- ・住民主体の地域活性化や課題解決に向けた取組を支援するとともに、若者を含む多世代の参加を促進し、環境保全活動への担い手の育成を進めます。《再掲》
- ・環境アドバイザーや団体、関係機関と連携し、自然体験会や環境学習などの機会において、より環境への理解を深めるプログラムを提供します。《再掲》
- ・住民団体などが取り組む河川や用排水路、道路、公園などの環境美化活動や、地域での資源回収活動などを支援します。《再掲》

⁶⁰ コミュニティ・スクール:学校と保護者、地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながらこどもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組みのこと。

- ・高校や大学をはじめ学校との連携を深め、地域課題の解決や関係人口の創出、地域づくりを担う人材の育成を図ります。
- ・企業や団体、市などの相互連携が図られるよう、マッチングの機会の創出やネットワークの構築を図ります。
- ・事業所に対し、講習会や広報紙などを通じて環境保全活動に役立つ最新情報を提供し、事業活動の改善を促します。
- ・県や市町で構成する各種協議会、一部事務組合⁶¹、ふくい嶺北連携中枢都市圏⁶²などの広域連携の取組を通じて、環境課題の解決に取り組みます。

③環境情報の収集と共有化

- ・河川の水質や希少動植物に関する情報、環境規制や支援策など、環境行政に関する情報を適切に収集し、広く発信します。
- ・環境施策の取組状況や公害発生状況を環境保全対策審議会に毎年報告し、意見をもとに施策を見直し対策を講じるとともに、報告内容を年次報告書として公開します。《再掲》
- ・自然環境に関する研究調査結果や書籍、情報を収集・蓄積し、市民が自発的に学べる機会を創出します。
- ・市民や事業者、団体などによる環境配慮の取組や自然保護活動を把握し、その情報を広く発信します。
- ・消費者月間（5月）や環境月間（6月）、水の週間（8月1日～7日）など、機を捉えた啓発活動や情報発信を実施します。
- ・ホームページやSNS、広報紙など、さまざまな媒体を活用し、環境学習や自然景観、文化財などに関する情報を発信します。《再掲》
- ・環境問題に関する専門的な学習会やシンポジウムを通じて、市民及び事業者に先進事例や最新の知見を広く共有します。

⁶¹ 一部事務組合：地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体のこと。

⁶² ふくい嶺北連携中枢都市圏：福井市を中心とした嶺北11市町（福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）からなる広域連携の組織のことで、平成31年4月に連携協定を締結。

《主体別行動指針》

行動	市民	事業者	団体
公民館や生涯学習センターなどでの環境学習に参加し、環境について楽しく学びましょう。	○		
地域のこども会や自治会の学習会に、環境アドバイザーを講師に招き、自然学習を通じて地域の自然環境について一緒に考えましょう。			○
地域の若者を誘って、環境美化活動や自然ふれあい活動に参加し、環境保全の大切さを共有しましょう。	○		○
社員や従業員に対し環境学習会を開催しましょう。		○	
環境に関する新たな規制や他事業者の取組などに関する情報を積極的に収集しましょう。		○	

《数値目標》

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和6年度	目標値 令和12年度	設定の意図
環境に関する出前講座等の受講者数	281人	353人 (令和4年度) (令和5年度: 3,134人) (令和6年度: 1,600人)	500人	環境学習に対する市民の関心度を測る指標で、講座受講者数が令和4年度より増加することを目指します。(令和5～6年度はプラスチック資源の分別回収開始に伴い、講座等を集中的に実施したことにより、受講者数が例外的に多かったため、基準年度には設定しない。)
環境アドバイザーの派遣回数	6回	6回	22回	県及び市の環境アドバイザーの活用状況を測る指標で、派遣回数の増加を目指します。
企業や団体との連携協定に基づく環境に関する取組件数(累計)	0件	5件	41件	企業や団体と連携した環境に関する取組状況を測る指標で、取組件数(累計)の増加を目指します。

《環境管理項目》

環境管理項目	説明
公民館での環境に関する講座等の開催数	公民館での環境に関する講座等の開催数
環境アドバイザーの登録者数	市の環境アドバイザーに登録している人数(3月末時点)
広報紙等の紙面を利用した環境情報提供の件数	市が発行する広報紙等において、環境基本計画に関連する事項の内容を掲載した1年間の件数
市ホームページ内の環境情報ページのアクセス数	市公式ホームページ内「環境・住まい」ディレクトリ下にあるページの年間総アクセス数
市LINEの受信設定で「ごみ収集情報」を登録している人数	市LINEの受信設定で「ごみ収集情報」を登録している人数

【コラム】学校と地域で進めるESD ～持続可能な社会を担う力を育む～

持続可能な社会を築くためには、次世代を担う子どもたちが、地域や地球規模で直面する課題を自ら学び、考え、行動に移す力を育むことが欠かせません。こうした力を養う教育がESD（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）です。ESDは、環境、経済、社会といった幅広い分野を横断的に学ぶ中で、課題解決に向けて主体的に行動する力を育成するものであり、SDGsを実現するための基盤として位置付けられています。

市内の小中学校でもESDを重視した取組が進んでいます。阪谷小学校では、南六呂師の星空を未来に残すために光害について学び、啓発カードや映像を制作して発信する取組が実践されました。

上庄小学校では、ミミズコンポストによる生ごみの堆肥化に挑戦し、循環型社会の意義を理解するとともに、映像やオリジナルTシャツを通じて取組の大切さを広める活動が展開されました。これらの活動は「ふるさと福井CMコンテスト」や「FUKUI SDGs AWARDS」で高く評価されるなど、学びを社会に活かす実践の好例となっています。

このほかの小中学校でも、子どもたちが地域や将来を見据えて考えるきっかけとなるよう、自然体験や地域資源を活かした学習が展開されています。市は、学校・地域・家庭と連携しながらESDを継続的に推進し、地域に根ざした学びを通じて、市民とともに持続可能な社会の実現とSDGsの達成を進めていきます。



【出典】市作成

第4章 進行管理と推進体制

大野市における環境の保全及び創造に向けて、この計画をより効果的に推進していくため、進行管理と推進体制について具体的に示します。

- 1 進行管理
- 2 推進体制

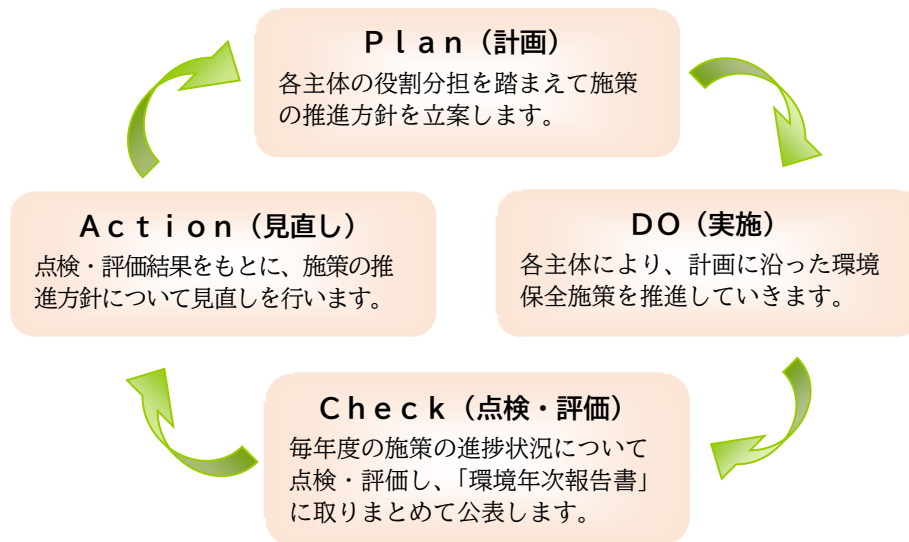
1 進行管理

環境基本計画の実効性を確保し、着実な推進を図るために、PDCAサイクルに沿って進行管理を行います。

(1) 計画の点検・評価

毎年度、環境の現況を把握するとともに、計画に基づく施策・事業の実施状況や、進捗管理指標である目標値の達成状況について点検・評価を行います。

点検・評価の結果は「環境年次報告書」として取りまとめ、市ホームページを通じて、市民や事業者に広く公表します。



環境年次報告書に取りまとめる事項

- 1 市内における環境の現状
- 2 施策・事業の実施状況とその効果
- 3 数値目標の達成状況
- 4 その他必要な事項

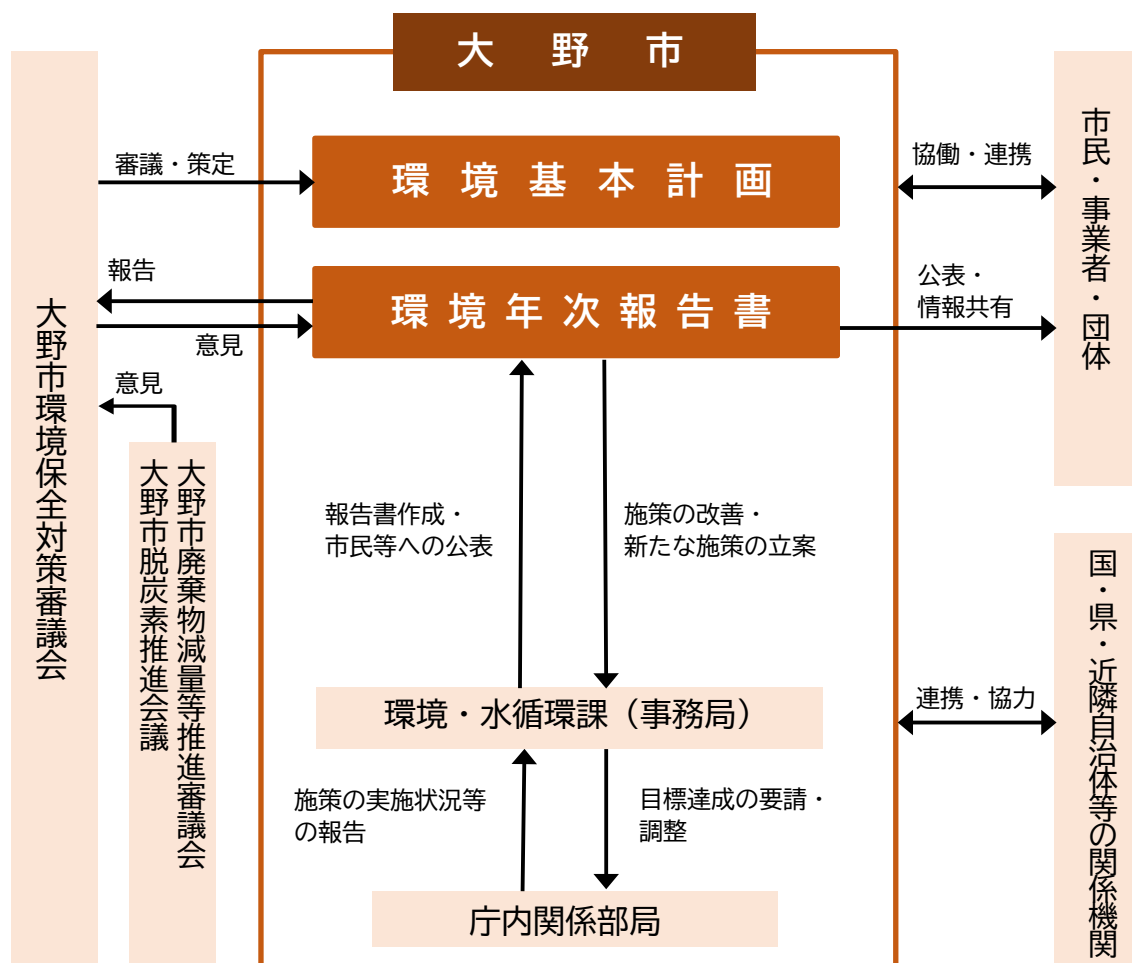
(2) 点検・評価を受けての見直し

環境基本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間としています。令和7（2025）年度には、中間評価・アンケート調査の結果や、第六次総合計画後期基本計画との整合などを踏まえ、中間見直しを行いました。

なお、今後、経済・社会情勢の変化や、法制度の改正などが生じた場合には、市民や審議会などの意見を聴きながら、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

2 推進体制

環境基本計画に位置付ける各種施策は、幅広い分野に及ぶものであり、庁内の関係部局が連携し、一体的に推進する必要があります。そのため、環境関連施策を所管する庁内関係部局間で連絡・調整を図りながら、計画の着実な推進に努めていきます。



【大野市環境保全対策審議会】

環境基本計画に関する審議及び助言を行う機関として、「大野市環境保全対策審議会」がその役割を担います。当審議会には、毎年度、環境年次報告書に基づき計画の進捗状況を報告し、意見及び提言を受け、それらを踏まえて施策を推進します。

また、脱炭素関連施策については「大野市脱炭素推進会議」の意見を、廃棄物処理関連施策については「大野市廃棄物減量等推進審議会」の意見を聞くこととします。

資料

- 1 大野市環境基本条例
- 2 策定体制と策定・改訂（改定）の経過
- 3 数値目標と環境管理項目

1 大野市環境基本条例

○大野市環境基本条例

平成10年3月26日

条例第1号

水と緑に恵まれた私たちのふるさと大野市の環境は、先人が長い年月にわたり生活や生産において身近な自然を利用し、その恩恵に浴する中で大切に守り育ててきたものである。特に、大野市民の共有財産といえる地下水は「生命の水」、「生産の水」として古来より親しまれている。

しかしながら、科学技術の発達による生活の利便性の向上や生活様式の多様化により、私たちは、物質的に豊かで便利な暮らしを享受する一方、大量生産・大量消費の社会システムの中で身近な自然を減少させ、限りある資源やエネルギーを消費し、多量の廃棄物を生み出してきた。このような生活や生産活動は、市域だけにとどまらず地球規模での環境破壊をもたらしている。

私たちは、暮らしにとって不可欠な地下水、潤いをもたらす川や湧水地、その水を育む森林など、これらによって培われた歴史的文化的環境を祖先から受け継いできた。このような環境を私たちの世代限りで終わらせることなく、将来の世代に引き継いでいかなければならない。そのためには、これまでの生活や生産活動を見直し、環境保全型のまちを創るとともに、更に持続的な発展が可能なまちへの転換に向けた総合的かつ計画的な取組を展開していかなければならない。

このような認識のもとに、私たちは、市、市民、事業者及び市を訪れた者すべての主体の責務を明らかにし、良好で快適な環境を確保するとともに、環境への負荷の少ないふるさと大野市を創りあげていくために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、水と緑に恵まれた本市の環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び市を訪れた者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質の悪化を含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭により、人の健康又は良好な環境に被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を確保し、その良好で快適な環境を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない健全な持続的発展ができるような社会を構築することを目的として行わなければならない。

3 地球環境の保全は、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び身近な日常活動において積極的に推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造についての施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造についての施策に協力する責務を有する。

(市を訪れた者の責務)

第7条 市を訪れた者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造についての施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、次の各号に掲げる事項についての施策を実施するものとする。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 水、大気、土壌その他の自然の構成要素の保全に関すること。
- (3) 河川、水辺、農地、山林その他の自然環境の体系的な保全に関すること。
- (4) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
- (5) 良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保存に関すること。
- (6) 地下水の合理的利用及びかん養対策に関すること。
- (7) 資源及びエネルギーの有効利用に関すること。
- (8) 廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関すること。
- (9) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、必要に応じて関係各審議会の意見を聴くものとする。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(調査研究の充実)

第10条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、調査研究の充実を図るよう努めるものとする。

(情報の提供)

第11条 市は、健康で文化的な生活の確保のため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映させることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第13条 市は、関係機関と協力して、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、又は自発的な環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する教育並びに学習が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第14条 市は、環境の保全等に関して広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体等と協力し、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

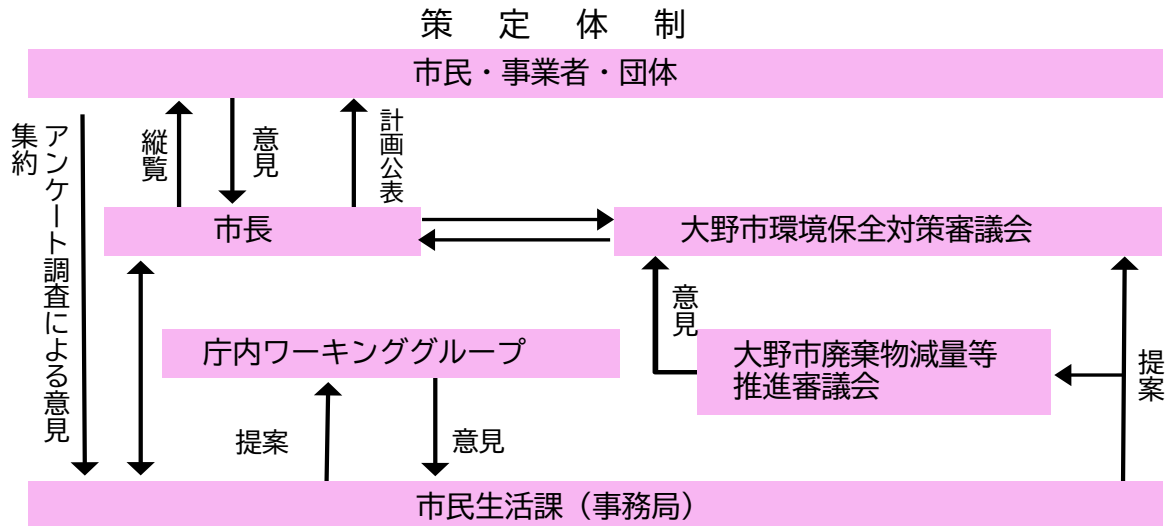
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 策定体制と策定・改訂（改定）の経過

(1)策定体制

環境基本計画は、以下の体制とそれぞれの役割に基づいて策定しています。



大野市環境保全対策審議会委員（敬称略、順不同）

選任区分	選出団体等	委員氏名	備考
学識経験者	大野市医師会	鳥山 恭央	
	大野商工会議所	飯田 俊市郎	副会長
	福井県農業協同組合	板橋 利幸	
	福井工業大学	小松 節子	会長
	大野地球科学研究会	黒瀬 博徳	
	ノーム自然環境教育事務所	坂本 均	
関係行政 機関代表	福井県奥越土木事務所	高橋 義治	
	福井県奥越健康福祉センター	宇野 美津江	
	大野警察署	金嶋 裕史	
住民代表	大野市区長連合会	南口 正己	
	大野市連合ふわ女性会	竹田 宏子	
	大野生活学校	堂東 昭子	
	大野市新しいまちづくり運動推進協議会連絡会	金森 耕一	

任期：令和2年5月1日から令和4年4月30日

第三期大野市環境基本計画 策定アドバイザー（敬称略、順不同）

環境省	大臣官房統括官グループ 環境計画課	黒部 一隆	
福井県	安全環境部 環境政策課	倉谷 雅史	
	安全環境部 循環社会推進課	福岡 美和	

大野市廃棄物減量等推進審議会委員（敬称略、順不同）

選任区分	選出団体等	委員氏名	備考
学識経験者 事業者の 代表者	大野市医師会	広岡 昌人	
	福井県農業協同組合	中村 広之	
	大野商工会議所	稲山 幹夫	
	協同組合大野商業開発	松葉 一昭	
関係行政 機関の職員	福井県奥越土木事務所	高橋 義治	
	福井県奥越健康福祉センター	宇野 美津江	
	大野・勝山地区広域行政事務組合	山田 良夫	
廃棄物処理業 の代表者	総合環境整備株式会社	此下 美千雄	
住民の代表者	大野市区長連合会	南部 和男	会長
	大野市新しいまちづくり運動推進協議会連絡会	西本 廣行	
	大野市消費者グループ連絡協議会	宗信 昭子	副会長
	大野市PTA連合会	前田 廣子	
公募による者	－	黒瀬 博徳	

任期：令和2年7月1日から令和4年6月30日

(2)策定の経過

大野市環境保全対策審議会等 審議過程

年月日	会議等	主な内容
令和2年 5月13日	庁内ワーキンググループ	市民等アンケートの調査内容について
5月29日	環境保全対策審議会	環境基本計画の概要及び実績等について 計画の策定方針について 市民等アンケートについて
6月15日 ～26日	アンケート	市民・事業者・市内小中学生にアンケートを実施
7月 8日	庁内ワーキンググループ	現状と課題の整理について
7月31日	環境保全対策審議会	市民等アンケート結果について
10月19日	庁内ワーキンググループ	基本目標・重点施策の検討について
11月 9日	環境保全対策審議会	基本目標・重点施策の検討について
12月18日	廃棄物減量等推進審議会	具体的施策・数値目標・環境管理項目について (廃棄物対策関連)
12月21日	庁内ワーキンググループ	具体的施策について（気候変動対策関係）
令和3年 1月18日	環境保全対策審議会	具体的施策・数値目標・環境管理項目について
2月 1日 ～15日	パブリックコメント	計画内容についてのパブリックコメント
2月26日	環境保全対策審議会	パブリックコメントの結果報告・計画最終案の承認

(3)改訂（改定）の経過

【令和6年3月改訂】

脱炭素社会の実現に向けた国の目標などを踏まえた見直し

大野市環境保全対策審議会等 審議過程

年月日	会議等	主な内容
令和5年12月19日	環境保全対策審議会	環境基本計画（概要案）について
令和6年 1月25日 ～2月 7日	パブリックコメント	計画内容についてのパブリックコメント
2月23日	環境保全対策審議会	環境基本計画（案）について

【令和8年2月改定（中間見直し）】

中間評価結果や第六次大野市総合計画後期基本計画との整合性などを踏まえた中間見直し

大野市環境保全対策審議会等 審議過程

年月日	会議等	主な内容
令和7年 4月11日 ～5月26日	アンケート	市民・事業者・市内小中学生にアンケートを実施
7月 2日	環境保全対策審議会	アンケート結果について 中間評価について 環境基本計画（概要案）について
9月25日	環境保全対策審議会	環境基本計画（素案）について
11月25日 ～12月12日	パブリックコメント	計画内容についてのパブリックコメント
12月23日	環境保全対策審議会	環境基本計画（最終案）について

3 数値目標と環境管理項目

(1)数値目標

計画期間内に達成を目指す施策の成果指標として「数値目標」を設定し、各項目の内容、基準値、目標値を一覧で示します。

【基本目標1 自然との共生社会の形成】

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和6年度	目標値 令和12年度	設定の意図
自然体験会の参加人数	—	68人	100人	自然とふれあう活動の市民の関心度を測る指標で、市が実施する自然体験会の参加人数の増加を目指します。
森林整備面積（間伐）	341ha	243ha	240ha	森林の整備・保全に向けた取組状況を測る指標で、国有林・民有林における間伐及び保育間伐による整備面積の現状の水準維持を目指します。
作物作付面積の割合	96.1%	96.8%	96.5%	作物の作付けにより有効活用されている農地の状況を測る指標で、作付面積の現状の水準維持を目指します。
新規林業従事者数	1人	1人	3人	林業に携わる新規従事者の状況を測る指標で、従事者の増加を目指します。
本願清水におけるイトヨの営巣数	109.7個 (令和2年度)	73.9個	100個以上	本願清水におけるイトヨの生息環境の健全性を測る指標で、イトヨの営巣数の増加を目指します。
「大野は自然環境や生物多様性が保たれている」と感じている市民の割合 [市民アンケートに基づく主観指標※]	—	56.9%	62.6%	「大野の自然環境や生物多様性の保全状況」に対する市民の主観的な受け止め方を測る指標で、肯定的に受け止めている市民の割合の増加を目指します。

※市民アンケートに基づく主観指標は、毎年度の測定には拠らず、相応の間隔を設けて測定します。

【基本目標2 脱炭素社会への移行】

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和6年度	目標値 令和12年度	設定の意図
大野市内の温室効果ガス実質排出量（CO ₂ 換算）	70.4千t-CO ₂ (令和2年度)	81.7千t-CO ₂ (令和4年度)	34.3千t-CO ₂ (令和10年度)	市域全体のカーボンニュートラルの達成状況を測る指標で、CO ₂ 実質排出量（森林吸収量差引後）の削減を目指します。

脱炭素や省エネに意欲的な事業者・団体数	—	140 者	170 者	脱炭素への参画の広がりを知る指標で、参画事業者・団体数の増加を目指します。
再生可能エネルギーの導入量	—	2.4 千 kW	3.4 千 kW	市域全体の再生可能エネルギーの活用可能性を知る指標で、再生可能エネルギー発電設備の導入量の増加を目指します。
市役所のCO ₂ 排出量	10,175t-CO ₂	8,935t-CO ₂	5,900t-CO ₂	市役所の脱炭素化の達成状況を知る指標で、市の事務事業に起因するCO ₂ 排出量の削減を目指します。
再生可能エネルギーを使用する公共施設の数	0 施設	3 施設	5 施設	市役所の脱炭素化の達成状況を知る指標で、再生可能エネルギーを使用する公共施設の増加を目指します。
木質バイオマス発電に活用した間伐材の量（補助数）	7,595 m ³	7,502 m ³	8,355 m ³	市内の森林資源の活用状況を知る指標で、木質バイオマス発電所に搬入された市内生産の間伐材量の増加を目指します。
再造林面積	2ha	2ha	7ha	木材の安定供給と森林の適正管理の状況を知る指標で、森林組合が市有林・私有林を伐採後に植栽した面積の増加を目指します。

【基本目標 3 資源循環型社会の構築】

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和6年度	目標値 令和12年度	設定の意図
1人1日当たりのごみの排出量	950g	848g	828g	廃棄物の減量化・資源化が進んでいるかを知る指標で、排出量の削減を目指します。
ごみの資源化率	21.9%	20.1%	31.0%	ごみの資源化の状況を知る指標で、資源化率の増加を目指します。
食品ロスの発生量	898.5t	1,028.8t	627.2t	市内の食品ロスの発生状況を知る指標で、発生量の減少を目指します。
不用品の再利用サービスの市民の利用件数（累計）	0件	14件	100件	市民の不用品再利用の取組状況を知る指標で、市の連携企業による不用品再利用サービスの市民利用件数（累計）の増加を目指します。
「大野はリサイクルなどの環境の取組がさかんである」と感じている市民の割合 [市民アンケートに基づく主観指標※]	—	23.9%	26.3%	「大野のリサイクルなどの環境取組状況」に対する市民の主観的な受け止め方を知る指標で、肯定的に受け止めている市民の割合の増加を目指します。

※市民アンケートに基づく主観指標は、毎年度の測定には拠らず、相応の間隔を設けて測定します。

【基本目標4 快適な生活環境の保全】

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和6年度	目標値 令和12年度	設定の意図
水質基準を達成した河川の数	11 河川	11 河川	11 河川	河川水質の状態を測る指標で、県及び市が水質検査を実施する11河川が環境基本計画に定める水質水準を継続的に満たすことを目指します。
水洗化率	44.1%	49.9%	57.7%	良好な生活環境の確保と水質保全が推進されているかを測る指標で、水洗化率の上昇を目指します。
「自宅近辺の騒音や悪臭に悩み」を感じていない市民の割合〔市民アンケートに基づく主観指標※〕	—	69.5%	76.4%	「自宅近辺の騒音や悪臭の悩み」に対する市民の主観的な受け止め方を測る指標で、「悩みは感じていない」と受け止めている市民の割合の増加を目指します。
管理不全空家等と特定空家等の除却数（累計）	— 件 （累計6件）	— 件 （累計17件）	10 件 （累計27件）	市が定める危険な空き家の状況を測る指標で、危険な空き家の減少（除却数の増加）を目指します。
「大野には自慢できる都市景観がある」と感じている市民の割合〔市民アンケートに基づく指標※〕	—	33.3%	36.7%	「大野の都市景観に対する誇り」に対する市民の主観的な受け止め方を測る指標で、肯定的に受け止めている市民の割合の増加を目指します。

※市民アンケートに基づく主観指標は、毎年度の測定には拠らず、相応の間隔を設けて測定します。

※環境基本計画で定める対象河川及び水質基準

対象河川	水質基準	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	溶存酸素量(DO)
九頭竜川（目標類型 AA 類型）	1 mg/l以下	7.5 mg/l以上
真名川（目標類型 AA 類型）	1 mg/l以下	7.5 mg/l以上
清滝川（目標類型 AA 類型）	1 mg/l以下	7.5 mg/l以上
赤根川（目標類型 AA 類型）	1 mg/l以下	7.5 mg/l以上
大納川（目標類型 AA 類型）	1 mg/l以下	7.5 mg/l以上
石徹白川（目標類型 AA 類型）	1 mg/l以下	7.5 mg/l以上
新堀川（目標類型 A 類型）	2 mg/l以下	7.5 mg/l以上
木瓜川（目標類型 A 類型）	2 mg/l以下	7.5 mg/l以上
善導寺川（目標類型 A 類型）	2 mg/l以下	7.5 mg/l以上
縁橋川（目標類型 B 類型）	3 mg/l以下	5 mg/l以上
中野用水（目標類型 B 類型）	3 mg/l以下	5 mg/l以上

【基本目標5 総合的な環境対策】

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和6年度	目標値 令和12年度	設定の意図
環境に関する出前講座等の受講者数	281人	353人 (令和4年度) (令和5年度：3,134人) (令和6年度：1,600人)	500人	環境学習に対する市民の関心度を測る指標で、講座受講者数が令和4年度より増加することを目指します。(令和5～6年度はプラスチック資源の分別回収開始に伴い、講座等を集中的に実施したことにより、受講者数が例外的に多かったため、基準年度には設定しない。)
環境アドバイザーの派遣回数	6回	6回	22回	県及び市の環境アドバイザーの活用状況を測る指標で、派遣回数の増加を目指します。
企業や団体との連携協定に基づく環境に関する取組件数(累計)	0件	5件	41件	企業や団体と連携した環境に関する取組状況を測る指標で、取組件数(累計)の増加を目指します。

(2)環境管理項目

環境の状態や施策の実施状況を数値的に管理するための項目として「環境管理項目」を設定し、各項目の算定の考え方について一覧で示します。

【基本目標1 自然との共生社会の形成】

環境管理項目	説明
観光入込客数	1年間の観光入込客数
多面的機能支払交付金事業に取り組む集落数	多面的機能支払交付金事業のうち、農地維持支払交付金の対象となる環境保全活動に取り組む集落数
有害鳥獣捕獲頭数	鳥獣被害防止のため市内で捕獲された鳥獣の種類別頭数
遊休農地の面積	1年以上耕作されておらず、今後も耕作の見込みがない農地や周辺に比べて利用状況が著しく劣る農地の面積
形態別森林面積	市内の森林について、人工林（針葉樹、広葉樹）、天然林（針葉樹、広葉樹）、竹林、無立木地などの区分による森林面積（累計）
植林の面積	市内で1年間に植林した面積の総数
森林経営計画認定面積	森林経営計画の認定を受けている市内の森林面積
希少種保全対応件数	希少な野生動植物の保全に関する市職員の対応件数

【基本目標2 脱炭素社会への移行】

環境管理項目	説明
電動車の普及台数	市内の自動車登録台数における、ハイブリッド自動車や電気自動車等の電動車の登録台数の総数
自動車登録台数	市内において登録されている自動車台数の総数
長期優良住宅の認定件数	市内の住宅のうち、長期優良住宅に認定されている件数（年間新規登録件数・登録件数）
太陽光発電による売電件数	年度中に太陽光発電による電力を電力会社に売却（売電）した太陽光発電設置件数（住宅・非住宅）
太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電施設数	年度中に太陽光発電以外による再生可能エネルギー由来の電力を電力会社に売却（売電）した再生可能エネルギー発電施設数
公用車における電動車台数	ハイブリッド自動車や電気自動車など、市所有の電動車の台数
公共施設の面積（延床面積）の削減率	公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の面積の削減割合（延床面積の削減割合）
JR越美北線利用者数	JR越美北線の年間の利用者数（一般数、定期券利用者数）
バス利用者数	市内路線バス※、広域路線バスの年間の利用者数（※市内路線バスの小中学生の通学利用を除く）
降雨の水素イオン濃度	福井市地点で計測している雨水中の水素イオン濃度（pH）の年平均値【調査地点：福井市】
形態別森林面積《再掲》	市内の森林について、人工林（針葉樹、広葉樹）、天然林（針葉樹、広葉樹）、竹林、無立木地などの区分による森林面積（累計）
植林の面積《再掲》	市内で1年間に植林した面積の総数
森林経営計画認定面積《再掲》	森林経営計画の認定を受けている市内の森林面積

【基本目標3 資源循環型社会の構築】

環境管理項目	説明
一般廃棄物処理量	広域ごみ処理施設「ビュークリーンおくえつ」で処理する1年間の市内の一般廃棄物処理量
集団回収量（スーパー回収量等を含む）	団体が古紙類等資源化を目的に回収した量
資源化量	ビュークリーンおくえつ等で資源化されるごみの量
再生資源を活用した市発注工事の件数	市発注工事において、建設資材等について利用した1年間の工事件数（工事施工者等の自主的利用含む。）
「おいしいふくい食べきり運動」協力店の数	「おいしいふくい食べきり運動」協力店として登録している店舗数
ごみ減量や分別方法などに関する講座等の実施回数（参加人数）	3Rやプラスチックごみ、食品ロス等に関する講座や研修会の実施回数（参加人数）

【基本目標4 快適な生活環境の保全】

環境管理項目	説明
大気汚染に係る環境基準の達成率	1年間の大気汚染測定結果について、地点及び項目ごとの測定結果が環境基準を満たした回数の全測定回数に占める割合
大気汚染防止法に基づく特定施設等の設置数	大気汚染防止法に基づく届出（新設）のあった、ばい煙発生施設や特定施設等の設置数
水質汚濁に係る環境基準の達成率（河川）	1年間の公共用水域の水質検査結果について、地点及び項目ごとの測定結果が環境基準を満たした回数の全測定回数に占める割合
水質汚濁防止法に基づく特定施設等の設置数	水質汚濁防止法に基づく届出（新設）のあった、特定施設等の設置数
公共下水道加入人口（区域内）	公共下水道に接続し、使用している人口
農業集落排水加入人口（区域内）	農業集落排水に接続し、使用している人口
合併処理浄化槽設置人口（区域内）	合併処理浄化槽を設置し、使用している人口
地盤沈下量	水準測量結果に基づく市内各地の地盤沈下変動量
騒音規制法に基づく特定工場、特定建設作業届出の件数	騒音規制法に基づき、特定工場及び特定建設作業として届出された件数
振動規制法に基づく特定工場、特定建設作業届出の件数	振動規制法に基づき、特定工場及び特定建設作業として届出された件数
悪臭に係る特定施設の届出件数	福井県公害防止条例に基づき、悪臭に係る特定施設として新たに届出された件数
公害防止協定の締結数	福井県公害防止条例及び大野市環境保全条例等に基づき、大野市と公害防止協定を締結した工場、事業場数（累計）
典型7公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）に係る苦情処理の件数	1年間の公害苦情処理件数の中で、典型7公害に関する処理件数

典型7公害以外の公害に係る苦情処理の件数	1年間の公害苦情処理件数の中で、典型7公害以外の公害に関する処理件数
P R T R届出 事業所数、届出排出量	P R T R制度に基づき、第一種指定化学物質の排出量について、市内で届出をした事業所数と、その1年間の排出量
市の支援を受けて環境美化に努める団体の活動回数	道路・河川の清掃や手入れなどを行う地域団体の活動を支援し、地域の団体が実施する社会奉仕活動の回数
環境パトロールの実施日数	不法投棄物の発見等を目的に市内を巡回した年間実施回数
景観形成地区の指定面積	都市景観条例に基づき指定された景観形成地区の面積の総数（累計）
景観誘導の件数	都市景観条例に基づく都市景観形成地区内の届出行為や、大規模建築物等の届出行為について、良好な景観の保全あるいは創造に向けて誘導を行った件数
指定文化財等の点数	国、県、市により指定された文化財の総数（累計）
埋蔵文化財の確認件数	市内で確認された埋蔵文化財件数の総数（累計）
おおの遺産の認証件数	おおの遺産に認証された文化遺産の総数（累計）
都市公園の整備面積	都市計画法に基づき整備された公園において供用が開始されている公園の総面積（累計）

【基本目標5 総合的な環境対策】

環境管理項目	説明
公民館での環境に関する講座等の開催数	公民館での環境に関する講座等の開催数
環境アドバイザーの登録者数	市の環境アドバイザーに登録している人数（3月末時点）
広報紙等の紙面を利用した環境情報提供の件数	市が発行する広報紙等において、環境基本計画に関連する事項の内容を掲載した1年間の件数
市ホームページ内の環境情報ページのアクセス数	市公式ホームページ内「環境・住まい」ディレクトリ下にあるページの年間総アクセス数
市LINEの受信設定で「ごみ収集情報」を登録している人数	市LINEの受信設定で「ごみ収集情報」を登録している人数



編集 発行

大野市くらし環境部環境・水循環課

〒912-8666

福井県大野市天神町1番1号

TEL 0779-66-1111

FAX 0779-66-1118

E-mail kankyo@city.fukui-ono.lg.jp